



cutting through complexity™

IFRS

First Impressions: Fair value measurement

IFRS最新基準書の初見分析：
公正価値測定

2011年6月



目次

公正価値測定に関するガイダンスの統一	1
1. 実務への影響	2
2. IFRS第13号の概要	3
2.1 基本概念	3
2.2 適用上の個別論点	3
2.3 開示	4
3. 適用範囲	5
4. 公正価値の基本概念	6
4.1 測定対象の資産・負債	6
4.2 仮想取引の前提	6
5. 適用上の個別論点	10
5.1 非金融資産への適用	10
5.2 負債及び自社の発行する資本性金融商品 への適用	13
5.3 金融商品への適用	18
5.4 当初認識時の公正価値	20
6. 評価技法	22
6.1 原則	22
6.2 マーケット・アプローチ	23
6.3 インカム・アプローチ	23
6.4 コスト・アプローチ	27
6.5 公正価値ヒエラルキー	28
6.6 評価技法に用いるインプット	30
6.7 取引量または取引水準が大幅に低下した 場合の公正価値の測定	32
7. 開示	35
7.1 全般規定	35
7.2 金融商品	37
8. 適用日及び移行措置	39
9. 他の基準書の付随的改訂による影響	40
9.1 IFRSの初度適用	40
9.2 企業結合	40
9.3 金融商品	41
9.4 有形資産と無形資産	42
9.5 資産の減損	44
9.6 従業員給付	44
10. 米国会計基準との比較	45
10.1 背景	45
10.2 米国会計基準との公正価値測定における 基準間差異	45
本冊子について	47

公正価値測定に関するガイダンスの統一

リーマンショックに端を発した世界的な金融危機において、財務報告における公正価値の論点は大きな議論的になり、いくつかの論争を引き起こしました。活発な市場がない場合の公正価値測定や、商品の長期の本源的価値の見積りを下回る市場価格の利用など、多くの領域で懸念が表明されました。これらの論点は公正価値の測定と、公正価値の認識または開示に関する規定に関連しています。

IASBの公正価値測定のプロジェクトは金融危機よりも前にスタートし、その対象は金融資産・負債、非金融資産・負債及び資本の測定という幅広いものです。このプロジェクトは、複数の基準書に存在している公正価値測定ガイダンスを単一の基準書に統合しようとするものでした。

2011年5月12日、IASBはIFRS第13号「公正価値測定」を公表しました。IFRS第13号はどのような場合に公正価値の測定を要求するかという規定を新たに導入するものではなく、公正価値の測定方法に関する単一のガイダンスを提供するものです。このガイダンスは、他の基準書において公正価値測定が要求または容認される場合に適用しなければなりません。

IFRS第13号は公正価値測定フレームワークを提供するものです。すなわち、他の基準書に従って公正価値を見積る際に考慮しなければならない要素を明確にしています。IFRS第13号はいくつかの評価アプローチ及び評価技法の説明を含みますが、評価の実施方法に関する評価基準を確立するものではありません。しかしIFRS第13号は、IASBの測定の目的と一致する公正価値の見積りに関する主要な原則を規定しています。IFRS第13号によって、財務諸表作成者は財務諸表に適用される公正価値測定を適用しやすくなり、財務諸表利用者は財務諸表に適用される公正価値測定をより理解できるようになると考えられ、そして公正価値測定の適用の一貫性を向上させることになります。

IFRS第13号はFASBとのコンバージェンス・プロジェクトにおいて開発され、IASBとFASBの公正価値に関する規定は概ね一致するものとなりました。ただし、適用範囲、投資会社に対する投資の公正価値の測定、金融商品の当初認識時の取引日損益の計上、開示及び一部の文言に相違が存在します。

活発な市場における価格が入手できない場合、公正価値測定は重要な判断を要求する領域に留まることになります。そのような場合、公正価値測定において前提とする仮想取引(hypothetical transaction)における価格には固有の不確実性が存在します。なぜなら、市場参加者は異なる評価技法及び異なる前提を用いる可能性があるからです。IFRS第13号は観察可能なインプットを最大限利用し観察不能なインプットの利用を最小限とすることを要求し、これらの測定における主観性を減少させようとしています。さらに、IFRS第13号は、特に観察不能なインプットを利用した公正価値測定について、より詳細な開示を提供することを要求しています。多くの公正価値に固有の不確実性が残るものの、IFRS第13号は各基準書にわたる首尾一貫した公正価値測定及び開示のガイダンスを確立する重要なステップです。

Egbert Eeftink (Leader)

Julie Santoro (Deputy leader)

Jim Calvert

KPMG's global IFRS Valuations and Impairment leadership team

KPMG International Standards Group

本冊子は、KPMG IFRG Limitedが2011年6月に発行した“First Impressions: Fair value measurement”を翻訳したものです。

翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

1. 実務への影響

IFRS第13号は公正価値の定義を改訂し、適用ガイダンス及び拡充した開示フレームワークを提供するものであり、また、IFRS第13号は従来複数の基準書に存在していた公正価値測定ガイダンスを置き換えるものである。本冊子は、実務に影響を与える可能性の高い側面に着目して解説を行っている。

セクション	主な規定
公正価値の基本概念 (セクション4を参照)	<ul style="list-style-type: none"> 公正価値の基本概念が拡大され、多くの新たなコンセプトを含めて、以前よりも明確化された。企業はIFRS第13号の基本概念を検討し、その基本概念と公正価値で測定または開示される項目の現行の評価プロセスを比較しなければならない。 新たな概念として、「主要な市場」及び非金融資産に関する「最有効使用」が導入された。 新たなガイダンスに従うと、金融商品については、従前の価格とは異なるビッド・アスク・スプレッド内の価格を用いることになる可能性がある。 企業は負債(特にデリバティブ負債)の公正価値における自社の信用リスクの測定方法を再検討しなければならない可能性がある。 IAS第39号「金融商品：認識及び測定」における、相殺しあうポジションの評価に関するガイダンスが削除された。ただし、一定の要件を満たせば、金融資産及び金融負債のグループのエクスポージャーをネット・ポジションで測定することを容認する例外規定を適用しうる。 プレミアム及びディスカウントの調整は限定的な状況でのみ適用される。大量保有によるディスカウント(blockage factor)は認められない。
評価技法 (セクション6を参照)	<ul style="list-style-type: none"> 観察可能なインプットを最大限利用し、観察不能なインプットの利用を最小限とする適切な評価技法を用いなければならない。 3つのレベルの公正価値ヒエラルキーが適用され、評価技法において関連する観察可能なインプットの利用が優先される。公正価値ヒエラルキーは、既にIFRS第7号「金融商品：開示」において金融商品に適用されており、IFRS第13号により、すべての公正価値測定に適用される。
包括的な開示フレームワーク (セクション7を参照)	<ul style="list-style-type: none"> 公正価値ヒエラルキーの開示は、公正価値で測定される(または公正価値に基づく)金融資産・負債、非金融資産・負債及び資本、並びに公正価値で測定されないものの公正価値が開示される項目について要求される。 公正価値で測定される金融商品について、公正価値に関するより詳細な情報が期中財務報告において要求される。 每期継続して行う公正価値測定でレベル3に該当するものに関する開示規定がより拡充された。 公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替の開示が要求される。振替のタイミングに関する会計方針の選択も開示する。

2. IFRS第13号の概要

IFRS第13号は、公正価値を定義し、公正価値測定フレームワークを確立するとともに、公正価値測定に関する開示を規定している。IFRS第13号はどのような場合に公正価値測定が要求または容認されるかについての新たな規定を導入するものではなく、他の基準書において公正価値の測定及び開示が要求または容認される場合の測定及び開示方法に関するガイダンスを提供するものである。IFRS第13号は、必ずしも整合が取れていないそれぞれの基準書に含まれる現行の公正価値測定に関するガイダンスを、公正価値の測定方法に関する強制力のある単一のガイダンスに差し替えるものである。IFRS第13号の適用日は2013年1月1日である。早期適用は認められ、将来に向かって適用される。

2.1 基本概念

「公正価値」とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格または負債の移転のために支払うであろう価格(すなわち、「出口価格」)をいう。公正価値測定においては、市場参加者によって考慮される資産・負債の特徴(例:資産の状態及びロケーション、並びに資産の売却または使用に関する制約)を考慮し、企業特有の使用法または計画には基づかない。

IFRS第13号は、公正価値を測定するために使用される評価技法に用いるインプットに優先順位をつける公正価値ヒエラルキーの概念を採用している。公正価値ヒエラルキーにおける優先順位は、活発な市場における同一の資産・負債の公表価格(調整前の価格)(レベル1インプット)が最も高く、観察不能なインプット(レベル3インプット)が最も低い。公正価値ヒエラルキーの概念はIFRS第7号において既に導入されており、3つのレベルの定義は現行のIFRS第7号から変更されていない。

公正価値の最も信頼性の高い証拠は、活発な市場における公表価格である。活発な市場における公表価格が入手できない場合は、企業は公正価値を測定するために、観察可能なインプットの利用を最大限にし、観察不能なインプットの利用を最小限にする評価技法を用いる。IFRS第13号は評価アプローチ及び評価技法の説明を含むが、評価基準を確立するものではない。

企業は、資産、負債及び自社の発行する資本性金融商品进行评估する際、対象資産・負債の取引は主要な市場(すなわち、対象資産・負債の取引量が最も多く、取引水準が最も高い市場)で行われると仮定する。主要な市場がない場合、取引は最も有利な市場(輸送コスト及び取引コストを考慮したうえで、資産を売却することにより受け取る金額が最大となる、または負債を移転するために支払う金額が最小となる市場)で行われると仮定する。いずれのケースであっても、企業は測定日にその市場にアクセス可能でなければならない。反証がない限り、企業が通常資産を売却する、または負債を移転する市場が主要な市場または最も有利な市場であるとみなされる。

取引コストは公正価値の構成要素ではないが、最も有利な市場を決定する際には考慮される。

2.2 適用上の個別論点

非金融資産の公正価値は、市場参加者の視点からの最有効使用(highest and best use)に基づく。最有効使用は、資産単独ベースの場合もあれば、他の資産または負債と組み合わせる場合もある。

IFRS第13号は、取引量または取引水準が大幅に低下している場合、または秩序のない取引(例:強制された取引または投売り)であるため市場価格が公正価値を示さない場合のガイダンスを提供している。そのような場合、市場価格への調整または代替的な評価技法の利用が必要となる可能性がある。

IFRS第13号は原則として測定の会計単位を規定していない。測定の会計単位は公正価値の測定または開示を要求または容認するそれぞれの基準書に基づいて決定される。例えば、IAS第39号またはIFRS第9号「金融商品」における会計単位は個々の金融商品となるが、IAS第36号「資産の減損」における会計単位は資金生成単位を

構成する資産グループまたは資産及び負債のグループとなる。

公正価値測定に用いるインプットは、市場参加者が考慮するであろう資産・負債の特徴と一致しなければならない。プレミアム(例: 支配プレミアム)またはディスカウント(例: 支配の喪失によるディスカウント)は、評価技法に用いる適切なインプットであると考えられる。ただし、プレミアムまたはディスカウントが対象となる会計単位と整合しない場合は、それを考慮してはならない(例: 会計単位が個々の株式である場合は支配プレミアムを考慮してはならない)。大量保有によるディスカウントは、資産の特徴ではなく、保有する企業の特徴とみなされるため考慮してはならない。資産・負債のレベル1インプットが利用可能である場合、それを調整せずに用いる(ただし、例外的なケースを除く)。

IFRS第13号には、特定のリスク・エクスポージャーに関してネット・ポジションで資産を売却する場合、または特定のリスク・エクスポージャーに関してネット・ポジションで負債を移転する場合、受け取る金額または支払う金額に基づいて特定の金融資産及び金融負債のグループの公正価値を測定することができる例外規定がある。

負債の評価は移転の概念を用いて実施される。移転の概念とは、負債が取引相手と決済されること、または測定日に消滅することを仮定しないものである。これは、現行のIAS第39号の公正価値の定義に含まれている決済の概念とは異なる。負債の公正価値は、同一または類似の負債の移転に係る市場の公表価格に基づく。その負債の公表価格を入手できないが、その負債が資産として別の企業に保有されている場合、その負債は資産として保有している市場参加者の視点から評価される。それも実施できない場合は、その負債を負う市場参加者の視点から負債を評価するため、他の評価技法を用いる。自社の発行する資本性金融商品を評価する際にも、同様のアプローチが用いられる。

負債の公正価値を測定する際、不履行リスク(自社の信用リスクを含む)は考慮するが、負債または自社の発行する資本性金融商品の移転に係る制約を反映するためのインプットは考慮しない。

2.3

開示

IFRS第13号の開示の目的は、財務諸表利用者が公正価値測定に用いられた評価技法及びインプットを評価する際に必要な情報を提供することである。公正価値の開示は、公正価値測定が公正価値ヒエラルキーのどのレベルに分類されるかに基づく。公正価値ヒエラルキーの低いレベルのインプットを用いる公正価値測定には主観性がより強く反映されることを踏まえて、多くの開示が要求される。さらに、継続的な(recurring)公正価値測定の開示と非継続的な(non-recurring)公正価値測定の開示は異なる。

重要な観察不能なインプットを用いる継続的な公正価値測定の場合、公正価値測定がその報告期間の純損益またはその他の包括利益に与える影響を財務諸表利用者が理解するのに必要な情報を提供することも開示の目的である。レベル3の公正価値測定の場合、より詳細な開示(適用される評価プロセスの説明、重要な観察不能なインプットに関する定量的情報及び重要な合理的に利用可能である代替的な観察不能インプットに対する公正価値測定の感応度についての文章による説明の開示を含む)が要求される。IFRS第13号は、IFRS第7号におけるレベル3の金融資産及び金融負債の定量的な感応度分析を引き継いでいる。

IAS第34号「中間財務報告」に従って作成された期中財務報告においては、公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーの開示が要求される。

3. 適用範囲

IFRS 13.IN2-IN4

IFRS第13号は、他の基準書によって要求または容認される公正価値測定に適用する。

IASBIは、公正価値による測定を要求または容認する各基準書を、それぞれの公正価値の利用がIFRS第13号の適用範囲に含まれるか否かを判断するために以下の観点から検討した。

- 基準書におけるそれぞれの公正価値の利用が入口価格の概念または出口価格の概念のどちらと一致するか
- 各基準書における測定ガイダンスが公正価値測定のプロジェクトで開発された測定ガイダンスと一致するか否か

IFRS 13.6

この検討の結果、IFRS第13号は以下の取引に適用しないことになった。

- IFRS第2号「株式報酬」の適用範囲に含まれる株式報酬取引
- IAS第17号「リース」の適用範囲に含まれるリース取引
- 公正価値に類似するが公正価値ではない測定(例:IAS第2号「棚卸資産」の正味実現可能価額またはIAS第36号の使用価値)

IFRS 13.5

測定規定及び開示規定は公正価値に基づく測定にも適用する(例:IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」における売却費用控除後の公正価値)。

IFRS 13.7

さらに、IFRS第13号の開示規定は以下の項目には適用しない。

- IAS第19号「従業員給付」に従って公正価値で測定される制度資産
- IAS第26号「退職給付制度の会計及び報告」に従って公正価値で測定される退職給付制度投資
- IAS第36号に従って回収可能価額を売却費用控除後の公正価値とする資産

IFRS 13.D5, D59

IFRS第2号及びIAS第17号においても「公正価値」という文言が依然用いられている。ただし、IFRS第13号の公表に伴い両基準書の付随的改訂が行われ、両基準書の「公正価値」という文言はIFRS第13号の公正価値の定義と幾つかの点で異なるとされている。したがって、それぞれの基準書に基づく公正価値の測定には、IFRS第13号ではなく、それぞれの基準書におけるガイダンスを利用しなければならない。

IFRS 13.D1-D148

IFRS第13号の公表によって他の基準書の付随的改訂が数多く行われている。主な改訂は以下のとおりである。

- IFRS第13号で用いられている用語に統一する(例:「市場価値」を「公正価値」に変更する)。
- 公正価値測定で用いる表現の一貫性を向上させる(例:公正価値の「決定」または「見積り」を公正価値の「測定」に変更する)。
- それぞれの基準書の公正価値ガイダンスを削除し、IFRS第13号への参照を行う。
- 企業が売却費用控除後の公正価値で回収可能価額を測定する場合の追加の公正価値測定の開示を要求するために、IAS第36号に新たな開示規定を追加する。
- IAS第36号における売却費用控除後の公正価値(IFRS第13号によって用語が「fair value less costs to sell」から「fair value less costs of disposal」に変更された)と使用価値の相違を明確にする。

4. 公正価値の基本概念

IFRS 13.9, A

「公正価値」とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格、または負債の移転のために支払うであろう価格である。これは出口価格であり、入口価格（例：資産を購入するために支払うであろう価格）の対立概念である（この定義の構成要素について詳細に説明しているセクション4.1と4.2を参照）。

4.1 測定対象の資産・負債

IFRS 13.11

公正価値測定においては、市場参加者が考慮するであろう資産・負債の特徴を考慮しなければならない。資産の場合、その特徴には資産の状態及びロケーション、並びに資産の売却または使用に関する制約が含まれる。

IFRS 13.14, BC47

IFRS第13号は原則として会計単位（例：個々の資産・負債が対象なのか、または資産・負債のグループが対象なのか）を指定していない。公正価値測定に用いられる会計単位は、個々の資産・負債または資産・負債のグループに適用される基準書に基づいて決定される。

資産・負債の特徴とその資産・負債を保有する企業の特徴を区別することは重要である。例えば、企業は、保有する株式を処分する能力を制限する（株式の購入者にはその制限が及ばない）契約を締結するかもしれない。また、企業の保有株式数とその株式の通常の1日の売買高に比べて多いため、その大量の株式を実際に売却することによって生じる市場価格に対する割引（すなわち、大量保有によるディスカウント）は、資産の特徴ではなく企業の特徴である（大量保有によるディスカウントについて詳細に説明しているセクション6.6.1を参照）。

設例 – 資産の使用に関する制約

B社は2010年に企業結合を行い、工場を取得した。取得の条件によって、B社は5年間にわたり土地及び建物の使用方法を工場の操業のための使用から変更することができない。しかし、工場が位置するエリアは再区画整理が行われており、近隣の土地及び建物は住宅用地として再開発されている。B社は、土地及び建物の使用方法を工場としての操業から変更できないという制約は買収の条件であり、買収の条件に拘束されない第三者にその土地及び建物を売却することは可能である、という法的なアドバイスを受けた。その制約は資産の特徴ではなく現時点の資産の保有者の特徴であるため、土地及び建物の公正価値は工場としての価値または住宅開発地としての価値のどちらか高い方になる。

4.2 仮想取引の前提

IFRS 13.2

公正価値は、企業固有の測定ではなく市場に基づく測定である。公正価値は市場参加者が資産・負債の価格付けを行う際に用いるであろう前提条件（リスクに関する前提条件も含む）に基づいて測定される。したがって、公正価値を測定する際に、企業の資産を保有する意図または負債を決済（または履行）する意図は関係がない（例：秩序ある取引における価格が企業が考える価値よりも低いため、その価格で売却することはないと企業が主張したとしても、そのことは公正価値測定に関係がない）。

IFRS 13.A, BC181

「秩序ある取引」とは、測定日より前に、対象資産・負債に関して通常の（usual and customary）マーケティング活動を行うことが可能な十分な期間があることを前提とする取引であり、強制された取引（例：強制清算または売り）ではない。

秩序のない取引の場合、市場参加者間の競争を生じさせるための十分な時間が存在せず、潜在的な買手が資産に対して支払おうとする価格を下げる可能性がある。投売りの場合、売手は許された短い時間の間に提案された価格のうち最も高いものを受け入れなければならない。例えば、経営難に陥った銀行が規制当局の管理下に置かれ、新たなオーナーに売却される場合、その銀行の売却先を見つけるための（または買手の候補者がデューデリジェンスを実施するための）十分な時間のない非常に短い時間（例：週末）で売却が行われ、投売り価格となってしまう可能性がある。

セクション6.7で解説されているとおり、取引量または取引水準が大幅に低下した市場におけるすべての取引が秩序のない取引と結論付けるのは適切ではない。停滞している市場においては、過去の価格または企業が考える価値を下回る水準の価格になる可能性がある。ただし、資産を売り出す十分な時間があれば、市場参加者間の競争やその資産に関する情報を提供する能力によってその資産の価格は公正価値に到達することになる。

4.2.1 主要な市場及び最も有利な市場

IFRS 13.16, 19

公正価値測定は、資産を売却するまたは負債を移転する取引が、対象資産または負債の主要な市場で行われると仮定する。主要な市場とは、対象資産・負債の取引量が最も多く、取引水準が最も高い市場である。主要な市場がない場合には、取引は最も有利な市場で行われると仮定する。最も有利な市場とは、取引コスト及び輸送コストを考慮したうえで、資産を売却することにより受け取る金額が最大となる、または負債を移転するために支払う金額が最小となる市場である。多くの場合、主要な市場と最も有利な市場は同じになる。いずれのケースであっても、測定日において企業は取引が発生すると仮定する市場にアクセスできなければならない。主要な市場及び最も有利な市場の概念は企業の視点から検討されるため、異なる事業を行う企業間や企業内の異なる事業間で違いが生じることが認められる。例えば、投資銀行と事業会社間でスワップ取引を行う場合、投資銀行はホールセール市場及びリテール市場にアクセスできるが、事業会社はリテール市場にしかアクセスできない。

IFRS 13.17

企業は主要な市場を特定するために、主要な市場となる可能性のある市場すべてを網羅的に調査する必要はない。主要な市場がない場合に最も有利な市場を特定する場合も同様である。ただし、合理的に入手可能な情報はすべて考慮しなければならない（例：取引量に関して信頼できる情報が業界誌に掲載されている場合、主要な市場を決定する際に、この情報を考慮することは適切であると考えられる）。反証がない限り、企業が対象資産・負債の取引を通常行う市場を主要な市場（または最も有利な市場）と仮定する。

IFRS 13.25

最も有利な市場を特定する際には取引コストは考慮されるが、資産・負債の公正価値を測定するために用いる価格には取引コストを反映しない。取引コストは資産・負債の特徴ではなく、取引の特徴だからである。

IFRS 13.26, BC62

ロケーションが資産の特徴である場合（例：北極圏にある原油）、主要な市場（または最も有利な市場）における価格にその資産を市場に輸送するために発生するコストに関する調整を反映させる（例：北極圏にある原油をその市場に輸送するコスト）。

設例 – 主要な市場

P社は、以下の3つの異なる市場で売買される資産を保有している。

取引量(年間)	30,000	12,000	6,000
取引回数(月間)	30	12	10
価格	50	48	53
輸送コスト	(3)	(3)	(4)
公正価値(予想値)	47	45	49
取引コスト	(1)	(2)	(2)
純受取額	46	43	47

A市場の取引量が最も多く、取引水準も最も高いので、この設例の主要な市場はA市場である。一方、C市場の純受取額が最も大きいので、最も有利な市場はC市場である。

P社が各市場の取引量及び取引水準に関して信頼できる情報を入手でき、かつA市場にアクセスできる場合は、P社はA市場の価格に基づいて公正価値を測定する。P社が通常はA市場で取引を行わず、またA市場が最も有利な市場でなかったとしても、A市場から価格を取得することになる。この場合、P社が通常は純受取額が最も大きくなるC市場で取引を行っていたとしても、輸送コストのみを考慮して(取引コストは考慮しない)公正価値は47となる。

P社がA市場及びB市場にアクセスできない場合、または取引量が最も多く、取引水準も最も高い市場を特定する情報を合理的に入手できない場合、P社はC市場を利用して純受取額は47となる。この場合、公正価値は49となる。

この設例は、企業が通常取引を行う市場が主要な市場であるという前提が常に適切であるわけではないということに焦点を当てている。この設例では、P社が無視することのできないA市場に関する情報を入手している事実により、主要な市場がC市場でなくA市場となることを意味している。

4.2.2

市場参加者

IFRS 13.22, A

公正価値測定は、市場参加者が資産・負債の価格付けを行う際に用いるであろう前提条件に基づく。市場参加者とは、以下のすべての特徴を有する主要な市場(または最も有利な市場)における買手及び売手である。

- 市場参加者は互いに独立している。
- 市場参加者は資産・負債及び取引に関する知識が豊富である。

- 市場参加者は対象資産・負債の取引を行うことができる。
- 市場参加者は取引を行う意思がある(すなわち、強制ではなく自発的である)。

IFRS 13.BC58, BC59

市場参加者は資産・負債及び取引に関する知識が豊富であると仮定される。市場参加者が資産・負債の取引を行おうとする場合、市場参加者は対象資産・負債の十分な知識を得るために努力(通常のデューデリジェンスを含む)を行った後、残りの不確実性を対象資産・負債の価格に織り込むことになる。十分な知識を得るための努力を行わない場合の情報の欠如から生じる価格への調整を減らすため、資産を売却する(または負債を移転する)市場参加者は取引相手の情報収集に協力するインセンティブを有する。

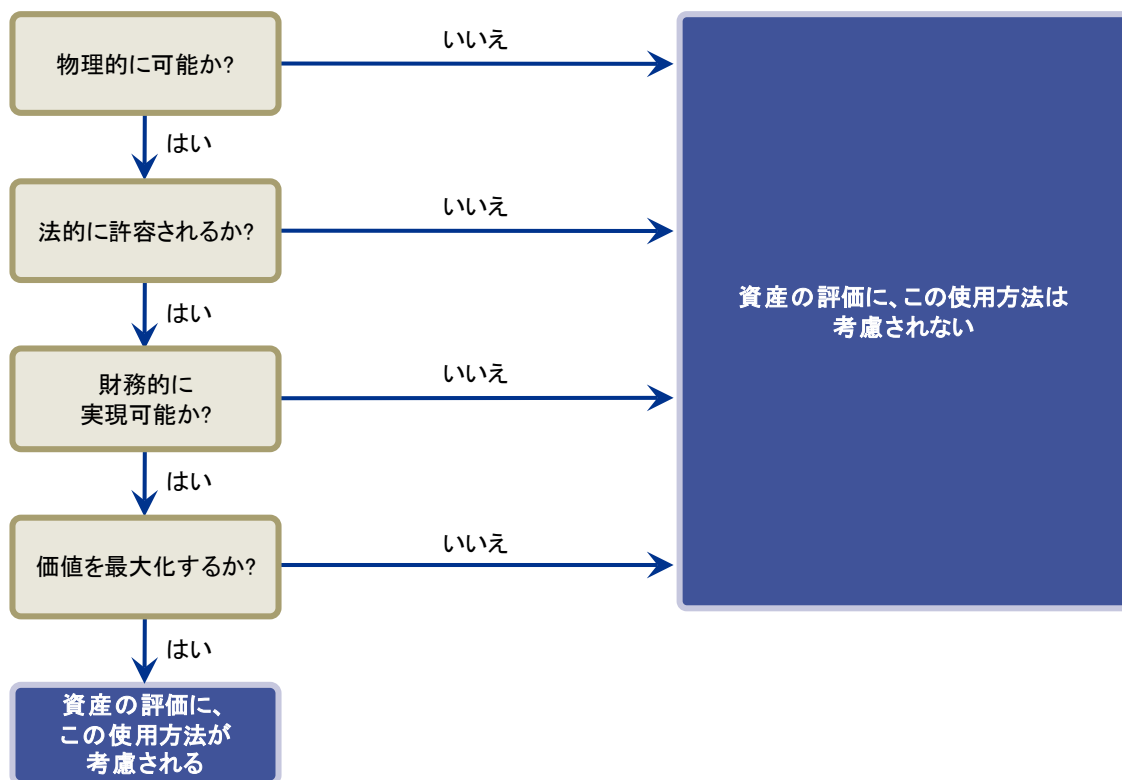
5. 適用上の個別論点

5.1 非金融資産への適用

5.1.1 最有効使用

IFRS 13.27, 28, A

非金融資産の公正価値測定においては、その非金融資産を使用すること、または非金融資産をその最有効使用で使用する市場参加者へ売却することによって経済的便益を生み出す市場参加者の能力を考慮する。「最有効使用」とは、資産価値を最大にする市場参加者による非金融資産(または非金融資産と一緒に使用される資産及び負債のグループ)の使用方法である。以下のフローチャートは、最有効使用を決定する際に考慮すべき要素を説明している。



IFRS 13.BC69

「法的に許容されるか」については、非金融資産の潜在的な使用方法が法的に禁止されていない。例えば、土地及び建物の公正価値を測定する際に、市場参加者が想定する場合には、現在の使用とは異なった区画を公正価値測定の前提とする。公正価値測定には、区画を変更するコスト及び区画を変更する許可を得るコスト(許可を得ることができないリスク及び不確実性を含む)を含めることになる。ただし、企業は現行法のもとで許可されていない使用を前提とすることはできない。

IFRS 13.30

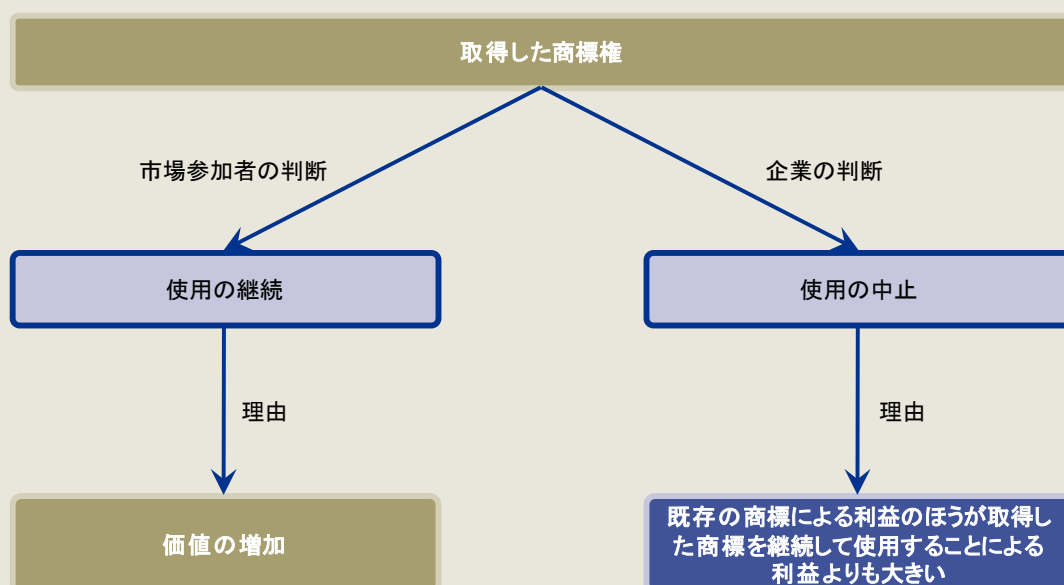
保有している資産と重複している等の理由により、企業が取得した非金融資産を使用しないケースがある。そのような場合でも、市場参加者に基づく測定という公正価値の定義に従って、その非金融資産の公正価値は市場参加者による最有効使用を仮定して測定される。

IFRS 13.IE9

設例 – 商標権の購入

B社は企業結合によって商標権を取得した。取得した商標を市場から排除することによって、B社の既存の商標からの収益が増加し、取得した商標を使用するよりも、多くの価値の増加をB社にもたらすという仮定のもとに、B社は取得した商標を使用しないことを決定した。しかし、市場参加者はB社が保有するような他の商標を保有していないため、取得した商標を引き続き使用することを選択すると想定される。市場参加者が取得した商標を引き続き積極的に使用することを選択するため、B社が取得した商標権を使用しないという判断(この判断はB社により高い利益をもたらすことになる)を行ったにもかかわらず、取得した商標権の公正価値は市場参加者の最有効使用である使用の継続に基づくことになる。

以下のフローチャートはこの設例を説明している。



直接的な利益	100	0
間接的な利益	0	120
増分利益の合計	100	120
公正価値	100	100

上記の設例のとおり、非金融資産の最有効使用は市場参加者の視点から判断され、個々の企業の判断の影響を受けない。

IFRS 13.29

反証がない限り、企業の資産の使用方法がその最有効使用と仮定される(すなわち、他の潜在的な最有効使用を特定するために網羅的に調査する必要はない)。ただし、容易に入手可能な証拠を無視してはならない。

考察 – 最有効使用

企業の資産の使用方法(自己防衛のための使用(defensive use)を含む)が市場参加者の使用方法と異なる場合に市場価格を入手できない資産の公正価値を測定することは、通常のケースよりも多くの困難が伴う。公正価値評価の前提が市場価格にも企業の実際の計画にも基づくことができないため、この場合の評価に用いるインプットを決定することは極めて難しい。

5.1.2

評価の前提

IFRS 13.31(a)

非金融資産の公正価値測定は、単独(stand-alone)の前提、または他の資産(または資産・負債のグループ)との組合せ(in combination)の前提に基づく。

評価の前提は、市場参加者による非金融資産の最有効使用と一致する使用方法によって決定される。

設例－組合せを前提とする公正価値測定

B社は企業結合によって、契約に基づく顧客関係(contractual customer relationships)及び技術(technology)を取得した。顧客関係の最有効使用を単独の前提または他の資産との組合せの前提のいずれに基づくべきか検討する際に、B社は、顧客関係は取得した技術が組み込まれた製品の販売において生じたものであることを認識した。組み合わせる資産(技術)を保有していない市場参加者は、製品の販売数を低く見積る可能性があるため、単独の前提に基づいて顧客関係を価格付けする際には、このことを考慮することになる。この場合は、顧客関係から生じる価値を低く認識することになる。一方、組み合わせる資産(技術)へのアクセスを有する市場参加者は、単独の前提の場合よりも多くの製品の販売数及び高い利益を見込むことになり、組合せの前提に基づいて顧客関係を評価する際には、このことを考慮することになる。同様の分析が技術にも当てはまる(すなわち、顧客関係と組み合わせた方が技術の価値が上がる)。したがって、公正価値測定は組合せの前提に基づくことになる。

IFRS 13.31(a)(i), 32, BC79

非金融資産の最有効使用が他の資産と組み合わせで使用する場合であれば、市場参加者はその組み合わせる資産を手に入れることが前提となり、その非金融資産の価格付けを行う際にその前提を考慮することになる。ただし、公正価値測定においては、その資産について規定している他の基準書が定める会計単位で資産が売却されることを想定している。

IFRS 13.31(a)(iii)

非金融資産の最有効使用が他の資産と組み合わせで使用する場合であれば、その組み合わせる資産にも同一の評価の前提を用いる。上記の設例であれば、技術及び契約に基づく顧客関係の公正価値は、顧客関係は組合せの前提で評価し、そして技術は単独の前提で評価するのではなく、技術及び契約に基づく顧客関係が組合せで使用されることを前提とし、両方とも組合せの前提を用いることになる。

考察－組合せの前提に基づく公正価値測定

資産を単独で使用する場合と資産を他の資産と組み合わせで使用する場合のどちらが最善の使用方法であるかについての結論は、妥当な評価技法の選択に影響を与える可能性がある。特殊な資産の場合、多くのケースでは、単独で使用する場合の価値と他の資産と組み合わせで特殊な使用を行う場合の価値に大きな差がある。なぜなら、単独で使用する場合の価値は特殊な使用以外の使用方法(価値を低くする使用方法)に基づいて資産を価格付けするからである。

例えば、企業が他の資産(または他の資産及び負債)と組み合わせで使用される特殊な有形資産の公正価値を測定するために、マーケット・アプローチ(セクション6.2を参照)を用いることは実務上ほとんどないと考えられる。特殊な有形資産がそれ自体だけで売却されることは稀であるため(事業が失敗した場合を除く)、特殊な有形資産を単独で使用する場合の市場価格は価値を低くする使用方法を表すものとなることが多い。そのような取引における価格は通常、その資産が本来の意図した使用方法とは異なる方法で使用されるという予想を反映し、極めて低い価格となってしまうことが多い。

マーケット・アプローチは、特殊でない有形資産を評価するために用いられることが多い。なぜなら、特殊でない有形資産の使用方法は多岐にわたり、その使用方法の変更の可能性が売却価格に反映されているため、大きな価値の減少をもたらさないからである。

インカム・アプローチが特殊でない有形資産を評価するために用いられることは少ない。なぜなら、事業の遂行によって生じる期待キャッシュフローにおける超過利益は、通常有形資産ではなく、無形資産、のれん及び事業活動に起因するからである。

5.2 負債及び自社の発行する資本性金融商品への適用

5.2.1 負債または自社の発行する資本性金融商品を移転する場合の公表価格

IFRS 13.34, 35

負債または自社の発行する資本性金融商品の公正価値測定においては、測定日にそれらを市場参加者に移転することを前提とする(例:負債は消滅せず、譲受人である市場参加者は負債の履行義務を負うことになる)。移転の概念は、出口価格の概念と整合する。しかし、実務において、負債の移転に関する価格情報を提供する観察可能な市場は存在しないケースが多い。負債または自社の発行する資本性金融商品には代替的な使用方法がないため、最有効使用の概念は適用されない。

IFRS 13.BC81

負債の譲受人となる市場参加者に比べて、負債の決済に関しては企業の方が非常に効率的であり、そして市場参加者は負債を引き受けるために利ざやを要求するため、企業が債務を履行するために必要になると考えられるコストは、債務を市場参加者に移転するために支払う価格よりも小さくなる可能性がある。この企業の義務を履行する際の比較優位性は、自社の内部資産を用いた行動を通じて負債が決済される期間にわたって純損益に出現する。これは負債の公正価値に反映されない。

5.2.2 資産を保有する市場参加者の視点からの評価

IFRS 13.37, 39

同一または類似の負債(または自社の発行する資本性金融商品)の公表価格が存在しないが、他者が同一の負債(または資本性金融商品)を資産として保有している場合、企業は同一の商品を資産として保有する市場参加者の視点に基づいてその公正価値を測定する。企業は、資産にあつて負債(または自社の発行する資本性金融商品)にない要素及び負債(または自社の発行する資本性金融商品)にあつて資産にない要素についての調整を公表価格に加える。

IFRS 13.39

資産の会計単位が負債(または資本性金融商品)の会計単位と異なる場合、資産の公表価格に調整を加えなければならない。例えば、分離されない(inseparable)第三者の信用補完(例:保証)が付された負債が発行されたとする。保有者の視点からは、その単一の金融商品は発行者が支払うべき金額及び保証の両方を含む一体化した証券となる。一方、発行者の視点からは、負債の測定は財務報告目的のために負債の会計単位に従う。その会計単位に保証が含まれない場合は、負債の公正価値測定において発行者の信用状態のみを考慮し、第三者の信用補完を考慮してはならない。

*IFRS 9 BC25.34-
BC25.34B, 13.39,
BC98, IAS 39.BC92*

しかし、IAS第39号及びIFRS第9号ともに保証が負債の会計単位に含まれるか否かについて明確にしておらず、かつIFRS第13号もこの点について両基準書の改訂を行っていない。IAS第39号及びIFRS第9号の結論の根拠には、第三者が保証する金融負債の公正価値は発行者の信用力の変動には左右されないという記載がある。しかし、IFRS第13号は、保証が会計単位に含まれず、第三者の信用補完の会計処理を別に行うことが可能である場合には、このようなケースには該当しないという所見を示して、議論を補足している。

*IFRS 13.BC97,
ASC 820-10-35-18A,
ASC 825-10-25-13*

上記の第三者の信用補完が付された負債の公正価値の発行者による測定に関する規定は、ASC Topic 820「公正価値測定及び開示」と一致する。米国会計基準においては、第三者の信用補完が付された負債の発行者は、負債を測定する際に付帯した第三者の信用補完を会計単位から除外することが明示されている。ただし、信用補完が負債の発行者に供与されたものである場合(例:政府または政府機関が提供する預金保険、あるいは親子

会社間または共通支配下にある企業間の信用補完)は、この会計単位からの除外を要求していない。IFRSには、そのような明確なガイダンスはない。

5.2.3

負債を負うまたは資本性金融商品を発行した市場参加者の視点からのその他の評価技法

IFRS 13.40, 41,
B31-B33

同一または類似の負債または自社の発行する資本性金融商品の移転に関する公表価格がなく、かつ同一の商品が資産として他者に保有されていない場合(例: 廃棄負債)、企業は負債を負うまたは資本性金融商品を発行する市場参加者の視点に基づき、その金融商品の公正価値を測定するために評価技法を用いる。現在価値技法を用いる場合、企業は市場参加者が義務を履行する際に発生すると予測する将来キャッシュアウトフロー(市場参加者が義務の履行を引き受ける際に要求するであろうリスクに対する補償金及び利ざやを含む)を見積る。

考察 – リスクの調整

非金融負債の公正価値の算定において、しばしばリスクの調整の定量化が最も難しい要素となる。類似のリスクを伴う義務が多く存在するケースとは異なり、企業が一般的でないリスクを伴う義務を負う場合は、他のインプットと同様にリスクの調整を見積ることは極めて困難となる。類似のリスクを伴う義務が多く存在するケースの方が発生しうる結果の範囲に関する実績値が数多くあり、市場参加者が義務を引き受けるために要求するであろう価格はポートフォリオの発生しうる多様な結果を反映すると考えられる(例: 個々の結果が完全に相関関係にない場合でも、負の結果が少なくとも部分的に正の結果と相殺されて市場参加者は低めのリスク・プレミアムを要求することがある)。負債の公正価値の算定に含まれるインプットの不確実性が高ければ高いほど、リスクの調整が重要になると考えられる。

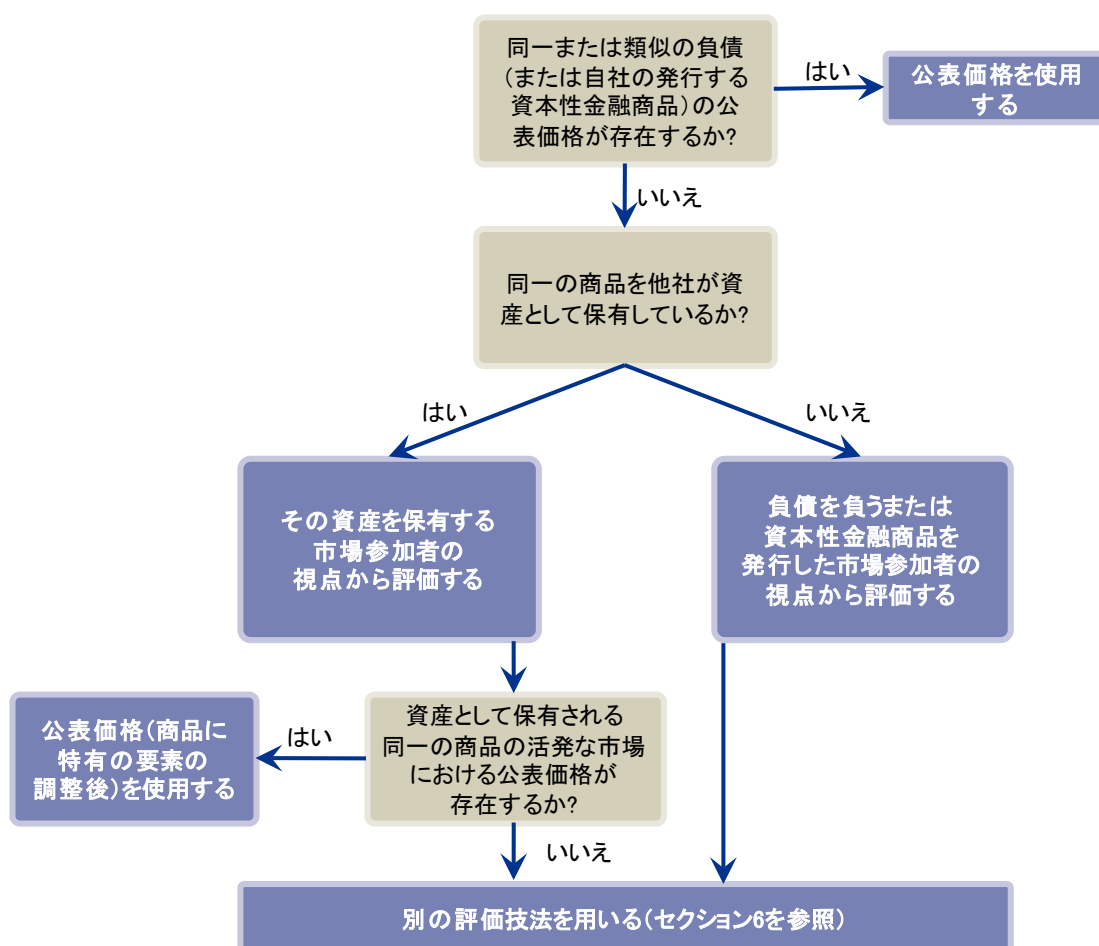
企業は以下の順序で将来キャッシュアウトフローを見積ることができる。

- (1) 企業が義務を履行する際に負担するであろうキャッシュフローを見積る。
- (2) 他の市場参加者は負担しないであろうキャッシュフローを除外する。
- (3) 企業は負担しないが、他の市場参加者は負担するであろうキャッシュフローを含める。
- (4) 市場参加者が義務を引き受けるために要求するであろう利ざやを見積る。

IFRS 13.B31

企業は上記(1)及び(2)を判断するために、網羅的な調査を行う必要はない。ただし、合理的に入手可能な市場参加者の前提に関する情報を無視してはならない。

IFRS 13.37-40, 79(c) 以下のフローチャートは、負債または自社の発行する資本性金融商品の公正価値測定を実施する際に企業が行うプロセスを説明している。



5.2.4 負債の不履行リスク

IFRS 13.42, A, BC92 負債の公正価値は不履行リスク(企業が債務を履行しないリスク)の影響を反映する。不履行リスクは負債の移転の前後で変化しないと考えられる。不履行リスクには自社の信用リスク等が含まれる。

IFRS 13.43, 44 不履行リスクの影響は、負債(例:負債が現金を支払う義務(金融負債)であるか、あるいは財またはサービスを提供する義務(非金融負債)であるか)、及び負債に関連する信用補完の条件(例:不履行時のための担保資産)が存在する場合にはその条件によって異なる。負債の公正価値はその会計単位に基づいた不履行リスクの影響を反映する。したがって、第三者の信用補完が付された負債の発行者が負債と信用補完を分離して会計処理する場合は、その負債の公正価値測定に信用補完の影響を含めてはならない。そのため、この負債の公正価値は発行者自身の信用状態に基づいた不履行リスクの影響を反映する(発行者の視点からの第三者の信用補完が付された負債に関連する会計単位を説明しているセクション5.2.2を参照)。

考察 – 金融負債の公正価値における自社の信用リスク

IFRS 13.BC92, BC93

現行のIAS第39号及びIFRS第9号における公正価値の定義によると、負債の公正価値は負債が「決済」される際の価格である。IAS第39号のもとでは、企業が金融負債(主にデリバティブ負債)の公正価値を測定する際に自社の信用リスク調整を加えるか否かについて及びその調整方法に関して、実務上の多様性があると指摘されている。取引相手との協議により負債を満期より前に決済することで信用リスクのディスカウントが得られる場合でもディスカウントは小さいという考えによって、自社の信用リスク調整が影響される場合がある。その場合には、IAS第39号において、デリバティブ負債を測定する際の自社の信用リスク調整は、取引相手が認識したデリバティブ負債に対応する資産を測定する際の信用リスクの調整よりも小さくなる可能性がある。

これとは対照的に、IFRS第13号における公正価値の定義は、不履行リスク(自社の信用リスクの影響を含む)は移転の前後で変化しないことを前提として、負債が市場参加者に移転されるとき(の出口)価格を参照している。さらに、負債の移転のための公表市場価格が存在しない場合、IFRS第13号は負債の公正価値はその負債を資産として保有する市場参加者の視点から測定されなければならないとしている。このことは、実務においてデリバティブ資産・負債を測定する際に、自社の信用リスク調整と取引相手の信用リスク調整の算定がより整合することを暗示している。

原則として、会計単位に違いがなければ、金融商品の公正価値測定で行われる信用リスク調整は、その金融商品の双方の契約当事者(資産サイド及び負債サイド)において同じでなければならない。双方の契約当事者の信用リスクは、資産から負債に変化する(または負債から資産に変化する)金融商品(例:金利スワップ)の公正価値の測定に関連する可能性があることにも留意しなければならない。

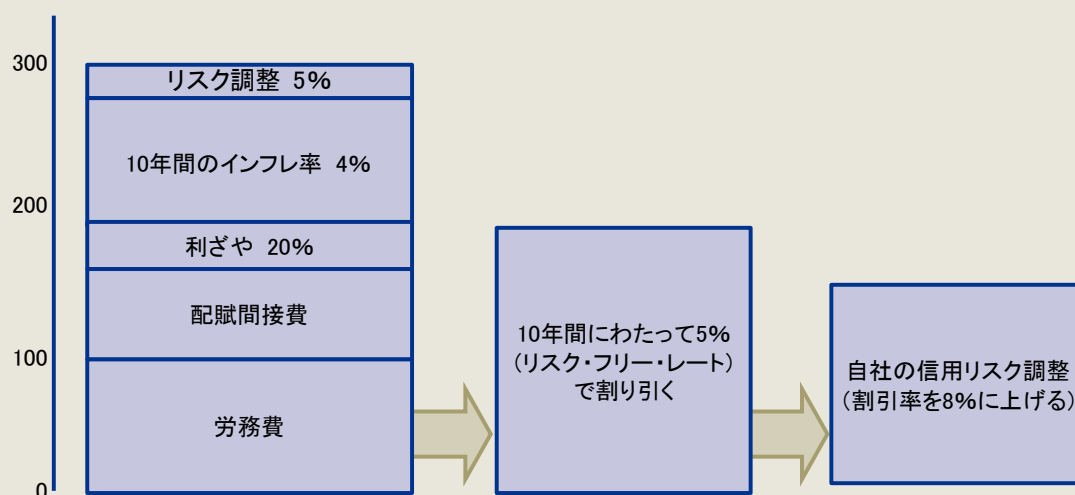
IFRS 13.IE35-IE39

設例 – 廃棄負債

2011年1月1日、B社は企業結合によって廃棄負債を引き受けた。したがって、その負債をIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」が要求する最善の見積りではなく、公正価値で測定することが求められる。B社は坑道をその耐用年数(10年と見積られる)の終了時点で埋め戻すことを法的に要求されている。B社はその廃棄負債の公正価値を測定するために現在価値技法を用いる。B社は、B社がその廃棄負債を市場参加者に移転することが契約上許容されるとすれば、市場参加者が価格を見積る際に以下のインプットのすべてを用いるであろうと結論付けた。

- 労務費100
- 労務費の60%である配賦された間接費及び設備費(60)
- 第三者の建築請負人の利ざやである20% ($160 \times 20\% = 32$) (その業界の建築請負人が類似の活動を行った際に一般的に受け取る利益に基づく)
- B社の法的管轄地域における市場データに基づく4%のインフレ率(年率) ($192 \times 4\%$ の10年複利計算=92)
- 実際のキャッシュフローが予想したものと異なるというリスクを外部の第三者が許容するために要求する補填を反映した5%のリスク調整(10年間は発生しない作業に係る現時点の価格に不確実性があるため) ($284 \times 5\% = 14$)
- 5%のリスク・フリー・レート(B社の法的管轄地域の10年国債に基づく)
- 割引率への3%の調整(B社の不履行リスクを反映するため)

以下の図表は、廃棄負債の公正価値138(現在価値298を割引率8%で10年割り引いたもの)を構成するコストを示している。



リスクの調整の流れを説明するために、貨幣の時間価値の調整を信用リスク調整とは別に記載している。実務では、一度の計算で行われることになる。

上記の設例が示すように、高い信用リスクが金融資産の価値を低下させるのと同様、自社の信用リスクの調整は負債を小さくする。

5.2.5

制約

IFRS 13.45, 46

負債または自社の発行する資本性金融商品の公正価値測定においては、それらを他者に移転する企業の能力に係る制約を反映するために別個のインプットまたは調整を用いてはならない。なぜなら、その制約はそれらの価格付けを行う市場参加者によって用いられる他のインプットに、明示的または黙示的に反映されていると考えられるためである。制約の影響は他のインプットに含まれることから、移転に係る制約を反映するために追加のインプットまたは調整を用いると、その影響が重複して反映される結果となる。

IFRS 13.39, BC99

しかし、他者が資産として保有する負債または自社の発行する資本性金融商品の公表価格を用いる場合、企業はその資産の価格にその資産の売却を妨げる制約の影響が反映されていないことを確認しなければならない。IASB及びFASB(以下「両ボード」)の見解によれば、資産の移転に係る制約は資産の市場性に関連する。

5.3 金融商品への適用

IFRS 13.5

IFRS第13号は、IAS第32号「金融商品：表示」、IAS第39号、IFRS第7号及びIFRS第9号によって公正価値での測定または公正価値測定に関する開示を要求（または容認）されるすべての金融商品に適用される。そして、負債（金融負債を含む）、自社の発行する資本性金融商品及び市場リスクまたは取引相手の信用リスクのポジションを相殺しあう特定の金融資産及び金融負債のグループに対して、IFRS第13号は公正価値測定フレームワークを適用するための特別な規定を設けている。IFRS第13号が適用されると、公正価値の測定及び開示に関する多くの規定及び適用ガイダンスは、金融商品の基準からほとんど削除されることになる。

5.3.1 当初認識時の利得または損失

IFRS 9.B5.1.2A,
B5.2.2A, 13.60,
IAS 39.AG76, AG76A

IFRS第13号は、金融資産・負債の取引価格と当初認識時の公正価値が相違する場合に生じる当初認識時の利得または損失（すなわち、取引日損益（day-one gain or loss））の計上に関する蓋然性基準に、実質的な変更を加えていない。改訂後の規定は引き続きIAS第39号及びIFRS第9号に含まれる（IFRS第13号の公表に伴うIAS第39号及びIFRS第9号の付随的改訂の影響についてはセクション9.3.2及び9.3.3を参照）。

5.3.2 要求払いの特徴を有する金融負債

IFRS 13.47, BC26(a)

IFRS第13号は、要求払いの特徴を有する金融負債の公正価値は支払いが要求される最初の日から割り引いた要求払金額の現在価値を下回らない、というIAS第39号の規定を引き継いでいる。

5.3.3 資本性金融商品への投資

IFRS 9.B5.4.14-
B5.4.17, BC5.18

IFRS第13号においても、取得原価が最も適切な公正価値となるケースのIFRS第9号のガイダンスが引き継がれている。これには、公正価値を決定するために利用できる最近の情報が十分でないケース、または可能な公正価値測定の範囲が広く、その範囲の中で取得原価が公正価値の最善の見積りを表すケースが該当すると考えられる。ただし、IFRS第9号の結論の根拠において、そのガイダンスは特定の企業（例：金融機関及び投資ファンド）が保有する資本性金融商品には適用されないと記載されている。

5.3.4 金融資産及び金融負債のグループ—ネット・エクスポージャー

IFRS 13.48

金融資産及び金融負債のグループを保有する企業は、その商品の市場リスク及び取引相手の信用リスク（金融資産のみ）のエクスポージャーにさらされている。そのポートフォリオは自社の信用リスクの影響も受ける。

IFRS 13.BC108

金融機関等は特定の市場リスクまたは特定の取引相手の信用リスクに対するネット・エクスポージャーに基づいて金融商品を管理している場合がある。

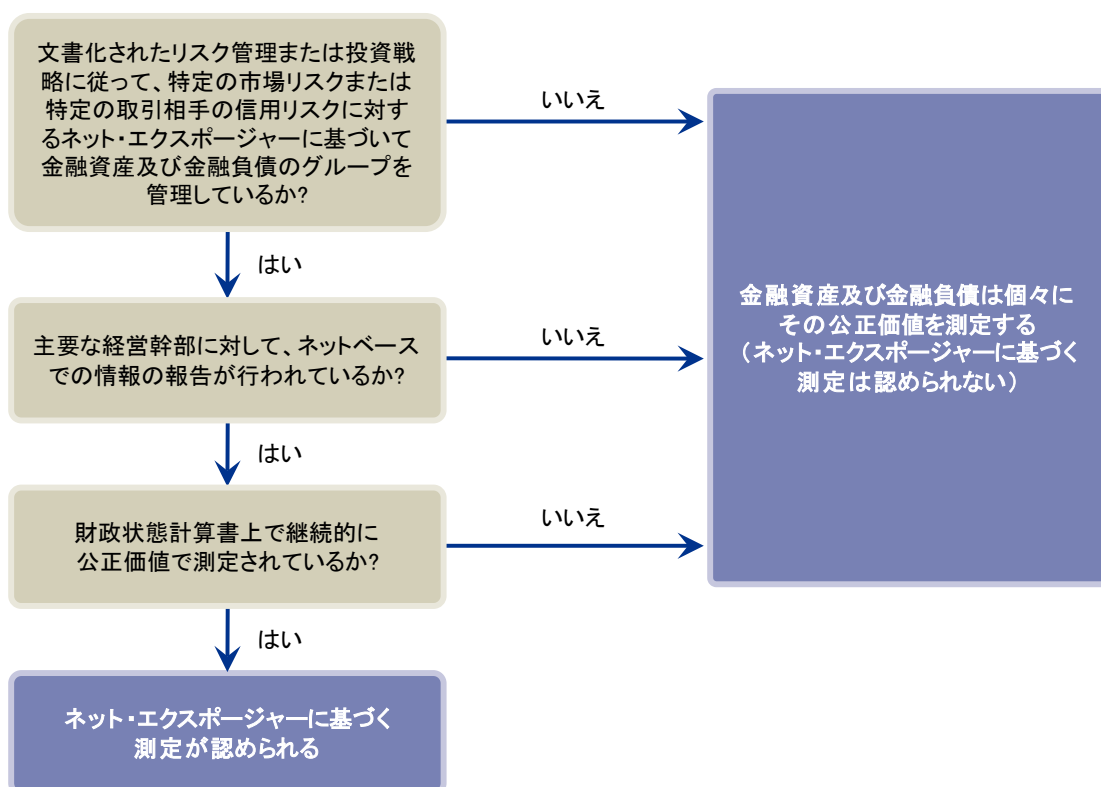
IFRS 13.48, 52,
BC115, BC116

IFRS第13号は一定の要件（主な要件は、企業が市場リスクまたは信用リスクのいずれかに対するネット・エクスポージャーに基づいて金融資産及び金融負債を管理しているか否かである）を満たす場合に、金融資産及び金融負債のグループの公正価値測定に選択して適用できる例外規定を設けている。この例外規定は、IAS第39号またはIFRS第9号の適用範囲内の金融資産及び金融負債にのみ適用可能である。この例外規定によって、企業は金融資産及び金融負債のグループの公正価値を、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、特定のリスク・エクスポージャーのネット・ポジションの資産を売却することによって受け取るであろう価格（または特定のリスク・エクスポージャーのネット・ポジションの負債を移転するために支払うであろう価格）に基づいて測定することができる。市場参加者によるグループでの金融商品の測定は市場に基づく測定であると考えられるため、この例外規定が容認される。

IFRS 13.49, BC118,
BC119, BC127

企業が金融商品のグループを特定の市場リスクまたは特定の取引相手の信用リスクに対するネット・エクスポージャーに基づいて継続して管理していることを示す証拠を提供できる場合、企業はこの例外規定を適用できる。特定の市場リスクに対するネット・エクスポージャーに基づいて管理する金融資産及び金融負債のグループは、特定の取引相手の信用リスクに対するネット・エクスポージャーに基づいて管理する金融資産及び金融負債の

グループと異なることもある。企業が以下の要件を満たす場合、ネット・エクスポージャーに基づいて公正価値を測定することができる。



市場リスクに対するエクスポージャー

IFRS 13.54, 55,
BC122, BC125

金融商品のポートフォリオにおいて企業の市場リスクのネット・エクスポージャーを決定する場合に相殺される市場リスクは、リスクの性質及びデュレーション(期間)が実質的に同じものでなければならない。例えば、C社は特定の金融資産に関連する金利リスクと金融負債に関連する現物価格リスクを一緒に管理できない。これらのリスクは実質的に同じであるとは言えず、したがって例外規定を適用できない。

さらに、市場リスクに対するエクスポージャーのデュレーションも実質的に同じでなければならない。例えば、B社が5年満期の金融商品の金利リスクのエクスポージャーの12ヶ月分を相殺するために12ヶ月の先物契約を締結した場合、12ヶ月分の金利リスクのエクスポージャーは純額で測定することができるが、2年目から5年目までの金利リスク・エクスポージャーは総額で測定しなければならない。

特定の取引相手の信用リスクのエクスポージャー

IFRS 13.56, BC123

特定の取引相手との取引による金融資産及び金融負債のグループの公正価値を信用リスクのネット・エクスポージャーで測定することを容認する例外規定が適用されるのは、市場参加者が不履行時の信用リスクを軽減する実在の契約を考慮するケースのみである。例えば、市場参加者がマスター・ネットリング契約を考慮する場合(例:不履行時の法的強制力に関する予想を考慮するケース)にのみ、企業は市場参加者がその契約を考慮する範囲内でその契約を考慮する。信用リスクのネット・エクスポージャーは、取引相手の信用リスクに対する企業のネット・エクスポージャーまたは自社の信用リスクに対する取引相手のネット・エクスポージャーのいずれかである。

*IFRS 13.48, 53,
BC119*

例外規定を適用する場合、測定日において市場参加者がネット・ポジションに価格付けを行う方法と同じ方法で金融資産及び金融負債のグループの公正価値を測定する。企業はその状況において公正価値を最もよく表すビッド・アスク・スプレッド内の価格で、信用リスクのネット・エクスポージャーに基づく信用リスク調整を含んだものを用いる。この場合の測定値は、個々の金融商品の公正価値ではなく、リスクに対するネット・エクスポージャーの公正価値を表す。

考察 – IAS第39号のもとでの現行実務

*IFRS 9.5.4.2, B5.4.4,
13.BC108, BC110,
IAS 39.AG70, AG72*

市場リスクを相殺しあう金融資産及び金融負債の公正価値測定において、IAS第39号は相殺しあうリスク・ポジションについては仲値で測定し、ネットのオープン・ポジションについてはビッド価格またはアスク価格を適用することを認めている。IAS第39号には信用リスクを相殺しあう金融資産及び金融負債の公正価値測定に関する具体的なガイダンスはないが、多くの企業は信用リスクを相殺しあう金融商品の公正価値測定のために類似のアプローチを採用している。

IFRS第13号のネット・ベースの測定に関する規定は、IAS第39号の規定よりも詳細である。IFRS第13号のもとでは、ネットでの測定は会計方針の選択であることや、ネットでの測定は継続的に公正価値で測定される項目に限定されることなどの相違点がある。ただし、IFRS第13号のもとで適用されるネットでの測定の範囲において、そのアプローチはIAS第39号と類似していると考えられる。しかし、正味のオープン・リスク・ポジションは、ビッド価格またはアスク価格ではなく、公正価値を最もよく表すビッド・アスク・スプレッド内の価格に基づいて測定されるという規定は異なる。

IFRS 13.50, BC129

IFRS第13号の例外規定は、金融資産及び金融負債の表示に関する規定を変更してはいない。企業が例外規定を適用する場合、金融商品のグループの測定のベースは表示のベースと異なる可能性がある。財政状態計算書における金融商品のグループの表示が総額であっても、その公正価値がネット・エクスポージャーに基づいて測定される場合、ビッド・アスク調整または信用リスク調整は、継続的に適用される合理的な方法に基づいて個々の資産・負債に配分される。

IFRS 13.51, BC121

例外規定の適用要件を満たす特定のポートフォリオに例外規定を適用するか否かは会計方針の選択となり、例外規定を適用する場合は毎期継続して適用しなければならない。ただし、企業は、例外規定を適用するために、ポートフォリオの構成を変えずに維持し続けることは要求されない。

5.4

当初認識時の公正価値

IFRS 13.57, 58, BC42

資産を取得した(または負債を引き受けた)場合、資産のために支払われた(または負債を引き受けるために受け取った)取引価格は、一般的に「入口」価格を反映する。IFRS第13号は「出口」価格に基づいた公正価値測定を要求する。概念は異なるが、出口価格と入口価格は多くの場合で一致し、したがって当初認識時の公正価値は通常取引価格と同じになる。

IFRS 13.B4

ただし、企業は、取引価格と当初の公正価値測定が異なる可能性を示す取引及び資産・負債に特有の要因を考慮することを要求される。考慮される取引及び特有の要因は以下が含まれる。

- 関連当事者間の取引である。
- 強制された取引である(例:売手が財政難である場合の取引が該当する)。
- 取引価格が示す会計単位と公正価値で測定される資産・負債の会計単位が異なる(例:取引価格が複数要素の購入を示す場合)。
- 取引が行われた市場が主要な市場(または最も有利な市場)と異なる。

IFRS 13.BC133 上記の要因が1つでも存在すれば、公正価値測定は取引価格と異なる結果になるというわけではない。例えば、関連当事者間取引が市場の通常の条件で契約されたことを企業が証明できる場合、その取引における価格が公正価値測定のインプットとして用いられる可能性がある。

IFRS 13.60 資産・負債の取引価格が当初認識時の測定に用いられる公正価値と異なる場合に取引日損益が生じる。IFRS第13号は、他の基準書が取引日損益を純損益に計上することを禁じている場合を除き、純損益に計上することを要求する。

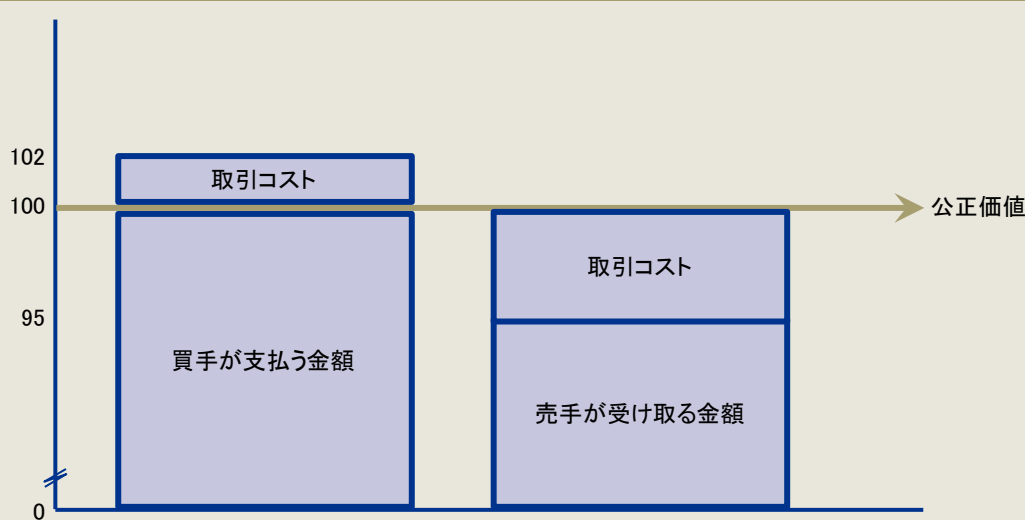
IFRS 13.BC137 IASBは、取引日損益を認識するか否かの判断はIFRS第13号の範疇ではなく、公正価値測定を要求する基準書に基づいて対処すべきであるとした。その結果、IFRS第13号の公表に伴う取引日損益の会計処理の実質的な変更は行われなかった。

IFRS 9.B5.1.2A, IAS 39.76 IAS第39号及びIFRS第9号は、公正価値が同一の資産・負債の活発な市場における公表価格によって証明される場合、または公正価値が観察可能な市場からのデータのみを変数とした評価技法に基づいて証明される場合を除き、取引日損益の認識を引き続き禁止している(当初認識時の利得または損失について詳細に説明しているセクション5.3.1及び9.3.2を参照)。

IFRS第3号「企業結合」(のれん及び割安購入益に関連する部分)及びIAS第41号「農業」は、公正価値が観察不能のインプットを用いて測定された場合であっても取引日損益の認識を要求する。

IFRS 13.BC33 取引コストは公正価値測定の構成要素でないため、出口価格と入口価格に差額が生じることは稀である。

設例－取引コストの影響



例えば、秩序ある取引において、売手が価格100で資産を売却したとする。売手は売却対価の5%を手数料として仲介者に支払う。しかし、公正価値または出口価格は95(出口価格100から取引コスト5を控除する)ではなく100となる。買手の視点からも、公正価値は同じ100となる。買手の取引コスト2も公正価値測定の一部にはならない。

IFRS 13.BC164, BC165 金融商品の市場において、または仲介人が買手と売手を組み合わせる必要があるケースでは、ビッド・アスク・プレッドは入口価格と出口価格の差額を表す可能性がある(ビッド・アスク価格について詳細に説明しているセクション6.6.2を参照)。

6. 評価技法

6.1 原則

IFRS 13.61

企業は、資産・負債の公正価値を決定するにあたり、状況に適合し、公正価値を測定するための十分なデータを入力することができる評価技法を選択する。使用する技法は、関連する観察可能なインプットを最大限利用し、観察不能なインプットの利用を最小限とするものでなければならない。

IFRS 13.63

IFRS第13号は、同一の資産・負債の活発な市場における公表価格が存在する場合を除いて、特定の評価技法に関する規定を設けていない。一部のケースにおいては、単一の評価技法を用いて公正価値を測定することが適切となるが、他のケースにおいては、複数の評価技法を用いることがより適切となることがある。複数の評価技法を用いる状況の例としては、減損テストの目的で資金生成単位の売却費用控除後の公正価値を測定するケースが挙げられる。このようなケースにおいて、企業は複数の評価技法から計算される公正価値を評価し、これらの結果によって示される価値の範囲の合理性を検討したうえで、ウェイト付けを行う。複数の評価技法を用いた公正価値の測定は、その状況において最も公正価値を表す範囲内の価格となる。

考察－資金生成単位の評価技法

実務において、資金生成単位について売却費用控除後の公正価値を見積る企業は、公開企業比較法 (the guideline public company method) を使用することが適切であると結論づける場合がある。公開企業比較法はマーケット・アプローチに基づく評価技法であり、評価対象の資金生成単位と類似する公開企業の株価から入手されるEV/EBITA倍率¹等の評価倍率を用いる。利用可能なその他の方法には、インカム・アプローチに該当する割引キャッシュフロー (DCF) 法がある。

公開企業比較法とDCF法の双方を検討することによって、公正価値の見積りの信頼性が向上する可能性がある。例えば、DCF法による見積りが公開企業比較法の市場倍率が示す価値と比較して著しく大きい場合は、DCF法における予想キャッシュフローまたは割引率、あるいは公開企業比較法において用いられた同等の企業の適切性を精査することで、見積りは向上する。

公開企業比較法及びDCF法によって得た見積りに対するウェイト付けは、見積りの信頼性や選択した同等の企業の類似性に関する評価に基づいた判断が必要とされる。

IFRS 13.62

IFRS第13号においては、「評価アプローチ」が評価技法の大まかな分類を表し、「評価技法」がオプション価格算定モデルのような特定の技法を表している。公正価値の測定に用いられる評価技法は、以下の3つのアプローチに分類される。

- マーケット・アプローチ (セクション6.2を参照)
- インカム・アプローチ (セクション6.3を参照)
- コスト・アプローチ (セクション6.4を参照)

1 EV＝企業価値、EBITA＝利息、税金及び償却等調整前利益

考察—複数のアプローチの併用

状況に適合した技法である限り、IFRS第13号において説明している3つのアプローチのうちのいずれか、または組合せを公正価値の測定において用いることができる。しかし、IFRS第13号は複数の評価技法が公正価値測定において用いられる場合における数学的なウェイト付けの方法を規定しておらず、判断を要求している。企業は、評価技法及び評価技法において用いられるインプットの信頼性を特に検討すべきである。マーケット・アプローチに該当する特定の評価技法が、収益の予測に大きく依存するインカム・アプローチに該当する評価技法と比較して、より高いレベルのインプット(例:観察可能な市場価格)に依存している場合、企業は、マーケット・アプローチに該当する評価技法によって算定された公正価値測定に対して、より大きなウェイト付けを行うことが適切であると結論付けることができる。より高いレベルの測定(例:レベル1またはレベル2の測定)が可能かつ適切である場合は、それらを無視してはならない。

6.2 マーケット・アプローチ

IFRS 13.B6

マーケット・アプローチに該当する評価技法は、同等の複数の資産から市場倍率を導き出す手法が多い。市場倍率は、財務、業績または物理的指標(physical metric)に対する比率に基づいて、事業またはその他資産の価値を表す。例えば、株価収益率は、1株当たり利益に基づく企業の株式価値を表す。株価収益率は、特徴は類似しているが規模の異なる企業の評価に適用され、当該企業と選択された比較対象となる企業との間の差異について調整が行われる。市場倍率が複数の同等の企業から導き出される場合は通常、倍率の幅が決められる。幅の中での選択は市場参加者の期待に基づくものでなければならない。例えば、資金生成単位の公正価値を見積る場合、幅の中で選択される市場倍率は、当該資金生成単位と同等の資金生成単位との間の規模、成長率、収益性、リスク、投資要件等についての差異を考慮したものでなければならない。

考察—マーケット・アプローチ

類似の資産の公表価格を用いる際は、対象資産と同等の資産との間の差異の調整が多くの場合に必要となる。調整額の見積りに主観的要素が大きく介入している場合(例:対象資産が最も類似している同等の資産と重要な点で異なる場合)、その結果示される見積りは、対象資産が同等の資産と極めて類似しているために調整の範囲が狭い場合と比較して、信頼性の低いものとなる。

IFRS 13.B7

IFRS第13号は、マーケット・アプローチに該当する評価技法の例として、マトリックス・プライシングを具体的に説明している。「マトリックス・プライシング」とは、主として負債証券の評価を行うために用いる数学的技法であり、特定の証券の公表価格のみに依拠するのではなく、当該証券とその他のベンチマークとなる価格が公表されている証券との関係に依拠するものである。したがって、価格は、測定される資産の実際の価格に基づくのではなく、類似する表面金利、格付け及び満期を有する証券の公表価格に基づく。

6.3 インカム・アプローチ

IFRS 13.B10

インカム・アプローチに該当する評価技法は、キャッシュフローまたは収益・費用等の将来の金額を測定日における現在の金額に変換する。公正価値測定は、将来の金額に関する現在の市場の期待を反映させ、現在価値へ割り引く。インカム・アプローチの基礎となる概念は、資産の価値が、稼得を期待されている金額を貨幣の時間価値及び関連するリスクで割り引いた金額と等しい、という概念である。

IFRS 13.B11 インカム・アプローチに該当する一般的な評価技法は、現在価値技法、オプション価格算定モデル、多期間超過収益法(multi-period excess earnings method)及び超過(異常)収益モデルを含む。

6.3.1 現在価値技法

IFRS 13.B12 IFRS第13号の適用ガイダンスは、現在価値技法の適用に関して、割引率調整法及び期待現在価値技法という2つのアプローチを説明している(セクション6.3.2を参照)。IFRS第13号は、公正価値測定に用いる現在価値技法について、特定の方法を規定するのではなく、測定される資産・負債に固有の事実や状況、並びにキャッシュフローの見積り、リスク・プレミアム、割引率及び市場参加者が考慮するであろう他の要素等のデータが十分に入手できるか否かに基づいて決定するとしている。

IFRS 13.B14 現在価値技法はこれらの要素をどのように捕捉するかという点で異なるが、使用されるインプットを決定する際には、以下の一般的な原則が適用される。

- キャッシュフロー及び割引率を算定する際に用いる仮定は、市場参加者の見解を反映するものでなければならない。
- 仮定は、測定される資産・負債に関連する要素のみを考慮したものでなければならない。
- 割引率は、二重計算を回避し、特定のリスク要素の影響を取り除くために、キャッシュフローに内在する仮定と整合する仮定を反映するものでなければならない。
- キャッシュフローに関する仮定と割引率に関する仮定は一貫性のあるものでなければならない。例えば、キャッシュフローに期待インフレ率の影響が考慮されている場合には、割引率にも同様に期待インフレ率の影響を考慮しなければならない。

考察—資本コスト

KPMGの経験では、特定の資産・負債については割引率を市場で直接観察できることは稀である。このような状況においては、通常、公正価値で測定される資産・負債のキャッシュフローに関連するリスクが適切に反映された市場参加者の割引率を作り上げることが必要である。割引率について説明している他の基準書(IAS第36号等)は、適切な割引率を算定する際の出発点として加重平均資本コスト(weighted average cost of capital: WACC)を挙げている。

6.3.2 リスク及び不確実性

IFRS 13.B15, B16 現在価値技法を用いる評価は、既知の金額ではなく将来の見積りを反映することから、本質的に不確実な仮定に基づいている。一見すると確実にみえる契約上のキャッシュフローにも、取引相手の契約義務を果たす能力が不確実であるという理由でリスクが存在する。例えば、貸出金に関する契約上のキャッシュフローは不履行リスクにさらされている。したがって、リスク回避型の市場参加者がキャッシュフローの不確実性の補填として要求するであろう金額が公正価値測定に反映されるように、リスク・プレミアムが考慮される。

IFRS 13.B17 現在価値技法におけるリスクの調整には、異なる選択肢がある。割引率調整法は単一のキャッシュフローに関する見積りを使用して、割引率においてリスクを調整する。IFRS第13号は、期待現在価値技法におけるリスクの調整方法として、確率加重平均キャッシュフローに基づく以下の2つの選択肢を提案している。

- 第1法: リスク調整後の期待キャッシュフローをリスク・フリー・レートで割り引く方法
- 第2法: リスク調整後の割引率で期待キャッシュフローを割り引く方法

IFRS 13.B17, B30 現在価値技法におけるリスクの調整について、優先される方法はない。つまり、評価される資産・負債に固有の事実及び状況に基づいてリスクの調整方法を決定する。キャッシュフロー及び割引率の双方に対するリスク調整を検

討する必要がある。ただし、キャッシュフローを割引くために用いる割引率に、期待キャッシュフローにおいて調整済みのリスクを反映してはならない。反映した場合は、影響額が二重計算されることになるからである。

考察－確実性等価キャッシュフロー

資産の評価においてリスク・フリー・レートを用いるためには、期待キャッシュフローが確実性等価キャッシュフローを表すものとなるように調整を加える必要がある。これは、市場参加者がリスクのある資産への投資と確実性等価キャッシュフローを生み出すリスクのない資産への投資を差別化しないことを意味する。KPMGの見解では、投資家が差別化しないようにするために、資産から生じる期待キャッシュフローについてすべての関連するリスクを反映するように調整することは理論上可能だが、このアプローチを実務において適用することはオプション価格算定モデル及び一部のデリバティブを除いて、非常に困難であると考えられる。

IFRS第13号は、実務上必要であると誤って解釈されているケースのある、期待キャッシュフローのリスク調整について、必ずしも必要でないことを明確に示している。期待キャッシュフローは正と負の両方の起こりうる結果を含んでおり、リスク調整前の確率加重平均値のみを表している。

設例－期待現在価値

B社は公正価値で測定する有形固定資産を所有している。当該有形固定資産から発生する可能性のあるキャッシュフロー及びその発生確率については、以下のとおりである。

発生可能性のあるキャッシュフロー	発生確率	確率加重平均キャッシュフロー
700	15%	105 (700 × 15%)
1,000	60%	600 (1,000 × 60%)
1,500	25%	375 (1,500 × 25%)
期待キャッシュフロー		1,080

解説目的のため、上記の例は1年間のキャッシュフローのみを表すように簡略化されている。

1年間のキャッシュフローに適用されるリスク・フリー・レートは5%であり、同一のリスク・プロファイルを有する資産のリスク・プレミアムは3%と仮定されている。

第1法では、期待キャッシュフローに対してリスクの調整を行う。リスク調整額に関する市場データが入手できない場合、確実性等価(certainly equivalent)の概念を用いて調整額が算定される。リスク・プレミアムを3%とした場合の、1,080の確実性等価を算定するためのリスク調整額は以下のとおり計算される。

$$\text{期待キャッシュフロー} - \left(\text{期待キャッシュフロー} \times \frac{1+r_f}{1+r_m} \right) = 30$$

r_f = リスク・フリー・レート

r_m = マーケット・リターン

確実性等価キャッシュフロー1,050 (1,080 - 30) は5%のリスク・フリー・レートで割引かれ、この結果、当該有形固定資産の公正価値は1,000となる。

第2法では、期待キャッシュフローに対するリスクの調整を行わない。リスク調整は割引率に反映される。したがって、期待キャッシュフローは8%の期待利回りで割引かれ、この結果、当該有形固定資産の公正価値は1,000となる。

6.3.3 資本資産評価モデル (capital asset pricing model: CAPM)

現在価値計算における割引率の算定方法の1つは、資産または資産グループの加重平均資本コスト(WACC)を算定することから始める。WACCへのインプットとしての株主資本コストを算定するにあたり、資本資産評価モデルが一般的に用いられている。このモデルは、リスク・フリー・レートにリスク・プレミアムを加算することによって株主資本コストを見積もるものである。CAPMの計算式は以下のとおりである。

$$r_e = r_f + \beta \times (r_m - r_f) + \alpha$$

r_e = 株主資本コスト

r_f = リスク・フリー・レート

β = ベータ(マーケット・リターンと1株当たり利益との相関を表す)

$(r_m - r_f)$ = マーケット・リターンからリスク・フリー・レートを控除したレート、すなわち資本リスク・プレミアム。このリスク・プレミアムは株式投資における平均リスクを反映する。

α = アルファ、すなわちアンシステムティック(企業に固有の)リスク・プレミアム

リスク・フリー・レート: リスク・フリー・レートは通常、公正価値で測定される資産または資産グループのキャッシュフローと同一通貨で、かつ同一または類似するデュレーションを有する国債の利回りから導かれる。重要な信用リスクがある国債を発行している国の基準金利は、その管轄地域の通貨で発行された最も格付けの高い社債を参照して決定される。

ベータ・ファクター: ベータはマーケット全体と比較した特定の業界のリスクを反映している。ベータは通常、適切な株式指標に対する回帰分析を用いて、個々の上場企業について算定される。市場参加者の視点から株主資本コストを算定する場合には、対象となる企業が上場企業であるとしても、通常、同等の企業のベータに基づいてベータを選択する。

ベータの測定期間については、留意が必要である。測定期間が短すぎることは、データが十分でないことを意味する可能性がある。また、ベータが特定期間のボラティリティによって歪められていないか、ということにも注意すべきである。測定期間が長すぎることは、同等の企業の類似性が低かった期間がデータに含まれていることを意味する可能性がある。

企業のベータは、当該企業が事業を行う業界のみならず、負債の増加が資本リターンの変動性を上昇させることから、レバレッジ(負債による調達)の影響も受ける。同等の企業の実際のベータは、資本構造の影響を除去しているため、レバレッジの影響を受けないアンレバード・ベータである。選択された業界のベータはその後、対象資産の期待長期レバレッジに基づいてリレバード化(re-levered)される。

資本リスク・プレミアム: 資本リスク・プレミアムは株式に対する長期期待利回りのリスク・フリー・レート超過分を表す。長期間の測定値であるため、短期のボラティリティによって大きな影響を受けることはない。資本リスク・プレミアムについて、資本リターンの実績、期待または予想に基づく様々な調査が行われ、調査対象となったデータの正確な期間や計算方法等によって結果に幅が生じる。

アルファ・ファクター: アルファ・ファクターは資産特有のリスク・プレミアムを表し、ベータに反映されない追加的なリスク(すなわち、マーケット・リスクに起因しないリスク)を資産が有していると判断された場合に株主資本コストに加算される。理論上、アンシステムティックリスクは分散投資によって取り除くことができるが、実務上は割引率にアルファ・ファクターを考慮しない場合は資産を過大評価することになる可能性がある。アルファ・ファクターは以下の要素の一部またはすべてを含む。

サイズ・リスク: 小規模な事業が類似のベータを有する大規模な組織よりも過去において高い利益を実現していたことを考慮した追加プレミアム。

カントリー・リスク: 特定の国においてキャッシュフローを生み出すことに関連して生じる追加的なリスクを考慮した追加プレミアム。カントリー・リスク・プレミアムは、企業が事業を行う国の政府が発行するソブリン債に対して、

同一通貨のリスクの低い他の政府が発行する債券の利回りとの比較に基づいて支払われる追加プレミアムをベースに算定されるが、ソブリン・リスクが企業のリスクを表すか否かについては、検討が必要である。

予想リスク: 予想値に達することに関連する追加的なリスクを考慮した追加プレミアム。実務においては、このような追加的なリスク要因は、評価額を他の評価指標と照合する際に必要となる。

非流動性リスク: 投資の売却が困難であることを考慮した追加プレミアム。

6.3.4 オプション価格算定モデル

IFRS 13.B11(b) オプションの公正価値の算定には、ブラック・ショールズ=マートン計算式や二項モデル等のオプション価格算定モデルが用いられる。

6.3.5 多期間超過収益法

IFRS 13.B11(c) 多期間超過収益法は、顧客関係またはテクノロジー等の無形資産の評価に一般的に用いられる。この技法は、割引キャッシュフロー分析に基づく技法であり、営業コストのみならず、貢献資産チャージを考慮して資産の公正価値を測定する。これにより、評価される資産に関連する価値が分離され、貢献資産に関連するすべての価値が除外される。

考察—多期間超過収益法

IFRS第13号は、適切に適用することが容易でない多期間超過収益法について、詳細なガイダンスを規定していない。米国鑑定財団(Appraisal Foundation)²の作業グループは、多期間超過収益法の主要な構成要素である貢献資産チャージに関する文書「貢献資産の特定及び経済的レントの計算」(Identification of Contributory Assets and Calculation of Economic Rents)を公表した。本文書は非公式のものであるが、他の情報源から入手することが困難な多期間超過収益法の適用に関する有用な情報を含んでいる。

6.4 コスト・アプローチ

IFRS 13.B8 コスト・アプローチの基礎となる概念は、投資家が資産に対して支払う金額は、同等の効用を有する代替資産を購入または構築するために必要なコストを超過しないということである。

考察—コスト・アプローチ

コスト・アプローチに基づく公正価値の算定に用いられる主な手法は、再調達原価法である。再調達原価法は、物理的、機能的及び経済的劣化を考慮したうえで、同等の効用を有する資産を再構築するための費用を検討する。この場合、実際の資産ではなく、必要な用益能力のある資産の再調達原価が見積られる。コスト・アプローチは金融資産には適用されない。

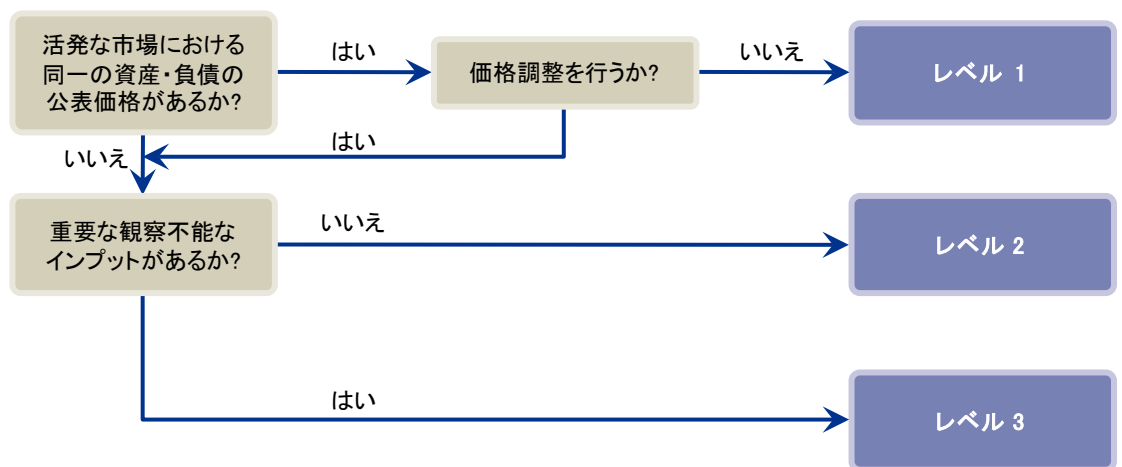
2 米国鑑定財団は、鑑定士の教育及び実務経験に関する規定を設定する米国鑑定士資格審議会(the Appraiser Qualifications Board)及び鑑定業務統一基準(Uniform Standards of Professional Appraisal Practice, USPAP)を発行する鑑定評価基準審議会(the Appraisal Standards Board)の2つの審議会の支援を通じて、米国における鑑定業務の規定を定めている。

6.5 公正価値ヒエラルキー

IFRS 13.72

IFRS第13号は、公正価値測定及び開示の継続性と比較可能性を向上させるために、公正価値測定に使用する評価技法へのインプットに基づく公正価値ヒエラルキーを定めている。インプットは3つのレベルに分類される。優先順位が最も高いのは活発な市場における同一の資産・負債の調整なしの公表価格であり、最も低いのは観察不能なインプットである。

以下の図は、公正価値測定の公正価値ヒエラルキーへの分類を決定する際のアプローチを示している。



IFRS 13.73, 74

公正価値測定が全体としてどのレベルに分類されるかは、評価モデルに用いられたインプットの観察可能性及び重要性を考慮して決定される。評価技法は多くの場合、観察可能なインプット及び観察不能なインプットの両方を含むが、公正価値測定は全体として、その測定において重要性のあるインプットのうち、最も低いレベルのインプットに基づいてレベル2またはレベル3に分類される。

IFRS 13.74

公正価値ヒエラルキーのレベルへの分類は、評価技法そのものではなく、使用された評価技法へのインプットの性質に基づいて決定される。レベル1への分類は、マーケット・アプローチを通じてのみ達成される。

6.5.1 レベル1インプット

IFRS 13.76, A

レベル1インプットは、測定日に企業がアクセス可能な活発な市場における同一の資産・負債の調整なしの公表価格である。

IFRS 13.A, BC169

活発な市場とは、継続的に価格情報を提供するために十分な頻度かつ数量の資産・負債の取引が行われている市場である(セクション6.7を参照)。

IFRS 13.77, 79

レベル1の価格は通常は調整されない。しかし、IFRS第13号は以下の限られた状況では調整を行うことは適切であるとしている。

- 企業は、実務上の簡便法として、公表価格のみに依存していないマトリックス・プライシング等の代替的な手法を用いて特定の資産・負債の公正価値を算定することができる。この実務上の簡便法は、以下の要件が満たされる場合にのみ適切となる。
 - 企業が公正価値で測定される多数の類似する資産・負債を保有する場合
 - 活発な市場の公表価格が入手可能であるものの、容易にこれらの資産・負債に個別にアクセスできない場合

- 活発な市場の公表価格が測定日の公正価値を表さない場合、企業は公正価値に影響を与える可能性のある状況を特定するために、一貫して適用される方針を策定しなければならない。
例えば、マーケット終了後から測定日中に重要な事象(企業結合の公表等)が生じた場合が挙げられる。
- 企業は、資産として取引され、測定対象の項目との間に特定の差異が存在する可能性のある、同一の金融商品の公表価格を用いて、負債または自社の発行する資本性金融商品の公正価値を測定することができる。例えば、資産として取引されている同一の金融商品に、負債とは別個に測定される信用補完が含まれている場合(ただし、当該保証が負債の会計単位に含まれていないとみなされることが条件となる)が挙げられる。

公表価格に対する調整により、公正価値測定は、公正価値ヒエラルキーのより低いレベルに分類される。

設例—インプットの調整

P社はロンドン証券取引所(LSE)に上場しているT社の株式に投資をしている。報告日において、P社はLSEからT社株式の終値を取得している。LSEの取引終了後に、T社は自社株式の公正価値に影響を及ぼすような公表を行った。T社株式の公正価値は、ニューヨーク証券取引所で取引されているT社株式の預託証券の、少数の流通市場取引の価格によって裏付けられている。したがって、P社は、測定日の公正価値を算定する際に、預託証券の流通市場の価格を用いてLSEから取得したT社株式の終値に適切な調整を行う。

このような調整は観察可能な市場価格から導き出されるものであるため、公正価値測定はレベル2に分類される。

6.5.2

レベル2インプット及びレベル3インプット

IFRS 13.72

公正価値測定がレベル2またはレベル3のいずれに分類されるかは、評価技法において用いられるインプットが観察可能であるか観察不能であるか、及びその測定におけるインプットの重要性に基づいて決定される。

IFRS 13.A

レベル2インプットは、レベル1に分類される公表価格以外の、資産・負債に関して直接的または間接的に観察可能なインプットである。

IFRS 13.82, A

「観察可能な」インプットとは、実際の事象または取引について一般に公表されている情報を基礎として設定された、市場参加者が資産・負債の価格決定に用いるであろう仮定を反映するインプットである。資産・負債が特定の期間を有している場合、インプットは、レベル2インプットとして分類されるためには資産・負債のほぼ全期間にわたり観察可能でなければならない。

IFRS 13.82, BC171

レベル2インプットは、活発な市場における類似の資産・負債の公表価格、あるいは観察可能な市場データに基づき、または裏付けられるインプットである。レベル2インプットの例として、市場で観察される金利、信用スプレッド、またはイールド・カーブが挙げられる。

IFRS 13.83, 84

測定される資産・負債の特徴によって、レベル2インプットへの調整が必要となることがある。レベル2インプットが調整される場合、企業は観察不能なインプットにより調整されるものか否かを評価し、その調整が測定全体にとって重要か否かを判定する。重要であると判定した場合は、公正価値測定全体をレベル3に分類する。

IFRS 13.86, 87

レベル3インプットは、資産・負債の公正価値測定に関する観察不能なインプットである。資産・負債の測定にあたり、企業は観察不能なインプットの利用を最小限に抑える。しかし、関連するインプットが観察可能でない場合もある。このような場合には、市場参加者が資産・負債の価格決定を行う際に用いる仮定についての入手可能な最善の情報に基づいて、観察不能なインプットを用いる。

IFRS 13.87

IFRS第13号により導入された公正価値の基本概念である、市場参加者の視点に基づく出口価格を用いた測定は、観察不能なインプットを用いて資産・負債を測定する際も同様に適用される。したがって、企業は市場参加者が資産・負債の測定に用いるであろう仮定(リスクに関する仮定を含む)を反映する観察不能なインプットを用いる。

IFRS 13.89

観察不能なインプットを使用しなければならない場合に、IFRS第13号は、企業が自社のデータを用いることを排除していない。ただし、他の市場参加者が異なる情報を用いていることや、他の市場参加者が入手できない企業固有の業務または計画(例: 企業固有のシナジー)であることを示す合理的に入手可能な情報が存在する場合には、自社のデータを調整しなければならない。

考察—インプットの重要性

調整が公正価値測定において重要なものであるか否かは、資産・負債に特有の要素を考慮したうえで、判断が必要である。複数の公正価値ヒエラルキーのレベルからのインプットを用いて公正価値測定を行う場合に、低いレベルのインプットを測定に含めることは、当該インプットが重要であることを示す可能性がある。企業が低いレベルのインプットを含めるという決定をすることは、インプットが公正価値測定全体にとって重要であるとみなしていることの証拠となるためである。ただし、インプットが重要であるか否かについての最終的な決定は判断が必要であり、インプットに関する利用可能な代替的仮定を含め、公正価値測定全体に対するインプットの影響を検討することを企業に要求する。例えば、学術的調査に基づいた市場性がないことに対する割引(これは直接的に観察可能なインプットではない)は、利用可能な代替的仮定の規模と範囲の双方の点から重要性が高くなる可能性がある。

複数の観察不能なインプットが用いられる場合、KPMGの見解では、観察不能なインプットの重要性を決定する目的では、複数のインプット全体を資産・負債の公正価値に比較して検討しなければならない。ボラティリティ等の要素がインプットとして用いられる場合、企業は重要性を決定するために比較手法(例: オプションのボラティリティに対するストレス・テスト、当該インプットを含める場合と含めない場合を比較する方法)のような方法を使用することができる。

設例—レベル2インプット及びレベル3インプット

G社は投資不動産の公正価値を測定するにあたり、同じ地域の類似の建物に関する取引から観察される平方メートル当たりの価格を使用する。公正価値測定に用いられたインプットは観察可能なインプットであり、観察された取引における資産は十分に同等であることから、インプットへの重要な調整は不要である。この結果、G社は公正価値測定をレベル2に分類する。

6.6**評価技法に用いるインプット****IFRS 13.A**

評価技法に用いるインプットは、市場参加者が資産・負債の価格付けを行う際に用いる仮定である。これらのインプットには、公正価値の測定に用いる特定の評価技法(すなわち、プライシング・モデル)に固有のリスクに関する仮定、及び評価技法に用いるインプットに固有のリスクに関する仮定が含まれる。

IFRS 13.67, BC142

企業は状況に適合し、十分なデータを入手することができ、かつ関連する観察可能なインプットを最大限利用し、観察不能なインプットの利用を最小限にする評価技法を選択する。

考察—観察不能なインプットの利用を最小限にする

一部のケースにおいては、企業は、測定される資産・負債の特徴または測定日における市場状況を考慮して、観察可能なインプットを大幅に調整することを要求される場合がある。観察不能なインプットは、公正価値を測定するために必要なインプットであり、かつ市場参加者が考慮するであろう要素に関連している限り、公正価値測定の一部である。

例えば、資産として保有される公表価格のない証券の公正価値は、主に観察可能なEV/EBITA等の市場倍率に基づく。しかし、評価される証券が公開市場で取引されていないという理由で市場参加者がディスカウントを適用することが予想される場合は、直接的に観察可能でないと市場性がないことによるディスカウントを検討する必要がある。

6.6.1

プレミアム、ディスカウント及び大量保有によるディスカウント

IFRS 13.69

評価技法において用いられるインプットは、取引において市場参加者が考慮するであろう資産・負債の特徴と整合する。一部のケースにおいては、市場参加者が支配プレミアムまたは非支配持分ディスカウント等についての調整を必要とするインプットを考慮することもある。

IFRS 13.69

公正価値測定にプレミアムまたはディスカウントを考慮するか否かは、複雑な論点である。IFRS第13号で検討すべき要素として以下が含まれる。

- (1) 資産・負債の会計単位
- (2) 当該資産・負債に対してレベル1インプット(同一の資産・負債の活発な市場における公表価格)が入手可能か否か
- (3) 市場参加者が一定の会計単位での資産・負債の取引においてプレミアムまたはディスカウントを考慮するか否か

設例—レベル1の価格が入手不可能な場合

T社は、上場企業であるS社の株式の51%を購入する先渡契約を締結している。S社株式のレベル1の価格は入手できるものの、IAS第39号、IFRS第3号またはIFRS第9号に基づいて決定される会計単位となる51%の株式を購入するための先渡契約については、レベル1の価格は入手できない。したがって、先渡契約の公正価値の算定には、当該先渡契約の価値を反映するために必要なS社株式の価格への調整を考慮する。

IFRS 13.80, BC156

企業は、大量の金融商品を保有することがある。市場では、保有数量を消化するだけの十分な取引が行われておらず、1回の取引でポジションを解消するために売り注文を出すと公表価格に影響を与えてしまう可能性がある。IFRS第13号は、このような大量保有によるディスカウントは資産(金融商品)の特徴ではなく、企業の保有規模の特徴であることを明確にしている。したがって、大量保有によるディスカウントは資産・負債に特有のものではなく、企業に特有のものであり、公正価値測定に考慮してはならない。

6.6.2

ビッド価格及びアスク価格に基づくインプット

IFRS 13.70

公正価値で測定される資産・負債は、ビッド価格及びアスク価格を有することがある。このような場合、企業はその状況下で公正価値を最も表すビッド・アスク・スプレッド内の価格を用いる。

IFRS 13.70

IFRS第13号のもとでは、ロング・ポジションの場合にビッド価格、ショート・ポジションの場合にアスク価格を用いることは認められているが、強制はされない。

IFRS 13.71

市場価格の仲値または他の値付け慣行の利用は、ビッド・アスク・スプレッド内の公正価値測定の実務上の簡便法として同じ慣行が市場参加者によって適用されている場合には、禁止されない。

*IFRS 9.B5.4.4,
IAS 39.AG72*

IAS第39号の適用ガイダンスは、活発な市場における公表市場価格を有する金融商品に対して、どのような場合にビッド価格及びアスク価格を使用するかについて規定を定めている。取得予定の金融資産または保有する金融負債の公正価値は、通常、現在のアスク価格を用いて決定する。また、保有する金融資産または発行予定の金融負債に対しては通常、現在のビッド価格が用いられる。

IFRS第13号は、このガイダンスを削除し、代わりにビッド・アスク・スプレッド内で公正価値を最も表す価格を使用することを規定している。IFRS第13号は同様の原則を公正価値ヒエラルキーのすべてのレベルに適用している（セクション6.5を参照）。

*IFRS 9.B5.4.2,
IAS 39.AG70*

IAS第39号及びIFRS第9号は現在、ビッド・アスク・スプレッドは取引費用のみを含むことを規定している。IFRS第13号はこのガイダンスを削除している。ただし、取引費用以外で（あるとすれば）何がビッド・アスク・スプレッドに含まれるかについては、明確にしていない。したがって、企業は、ビッド・アスク・スプレッド内の公正価値を最も表す価格付けを行う際に、ビッド・アスク・スプレッドに何が含まれるかについて検討する必要がある。

6.7 取引量または取引水準が大幅に低下した場合の公正価値の測定

6.7.1

一般原則

IFRS 13.B37, B42

ある商品の公正価値は、その商品の取引量または取引水準が通常の市場活動と比較して大幅に低下している場合に、影響を受ける。資産・負債の取引量または取引水準が大幅に低下しているか否かを入手可能な証拠に基づいて決定するには判断が必要となる。企業はすべての事実及び状況の重要性並びに関連性を分析しなければならない。分析にあたっては、以下の要因を考慮する。

- 最近、取引がほとんど行われていない。
- 公表価格が現在の情報に基づいていない。
- 公表価格が時期または市場参加者間で著しく異なっている。
- これまで資産・負債の公正価値と高い相関関係を維持していた指標が、当該資産・負債の最近の公正価値に対して明らかに相関関係がなくなっている。
- 市場において観察された取引または公表価格についてのインプライド流動性リスク・プレミアム、イールドまたは業績指標が、企業の期待キャッシュフローの見積りと比較して大幅に上昇している。
- ビッド・アスク・スプレッドの幅が大きい、または大幅に拡大している。
- 類似する資産・負債の新規発行市場が大幅に減少している。
- 公表されている情報がほとんどない。

IFRS 13.B38

取引量または取引水準が大幅に低下したと企業が結論付ける場合、取引または公表価格に関する追加の分析が必要となる。取引量または取引水準の低下は、それ自体は、取引または公表価格が公正価値を表さない、あるいはその市場での取引が秩序のない取引であることを表すわけではない。しかし、企業が取引または公表価格は公正価値を表さないと判断する場合、これらの価格が公正価値の決定の基礎として用いられているとすれば、調整が必要となる。

IFRS 13.B40

取引量または取引水準が大幅に低下した場合は、資産・負債の公正価値を決定する際に用いる評価技法を変更するか、または複数の評価技法を用いることが適切となる場合がある。

6.7.2 秩序のない取引

IFRS 13.B43 通常は、資産・負債は市場参加者の秩序ある取引において交換されることが前提となっているが(セクション4.2.2を参照)、取引が秩序ある取引か否かについて企業が評価しなければならないこともある。例えば、資産価格の低下により、企業が必要証拠金を維持するために保有資産の一部またはすべてを売却することになる場合がある。このような売却は、通常のマーケティング期間と比較した利用可能な期間、他の最近の取引と比較した取引価格、市場の流動性などによって秩序ある取引と判断されることもある。取引が秩序ある取引か否かの判定は、資産・負債の取引量または取引水準が大幅に低下している場合には、より複雑となる。

IFRS 13.B43 取引量または取引水準が低下している場合であっても、その市場のすべての取引が秩序のない取引であると結論付けることは適切でない。企業は、入手可能な証拠に基づいて、取引が秩序ある取引か否かを決定するために分析を行う必要がある。その証拠により取引が秩序ある取引ではなかったことが示される場合、企業は、公正価値を測定する際に当該実際の取引価格に対してほとんどウェイト付けを行わない。しかし、その証拠により取引は秩序ある取引であったことが示される場合、企業は、資産・負債の公正価値を測定する際に当該取引価格を考慮する。当該取引価格へのウェイト付けは、取引の規模及び時期、測定される資産・負債との比較可能性等の状況に左右される。取引が秩序ある取引であったか否かを決定するための十分な情報を有していない場合、企業は取引価格を考慮するが、秩序ある取引であることがわかっている場合と比較して取引価格へのウェイト付けを小さくしなければならない。

IFRS 13.B44 企業は取引が秩序ある取引であったか否かを決定するために網羅的な調査を行う必要はないが、合理的に入手可能な情報を無視してはならない。企業自身が取引の当事者である場合は、秩序ある取引であったか否かを結論付けるための十分な情報を有していると推定される。

6.7.3 第三者によって提供される公表価格

IFRS 13.B45 IFRS第13号は、第三者(例:ブローカー、価格情報提供サービス業者)によって提供される公表価格がIFRS第13号のガイダンスに従って算定されたものである場合には、これを用いることを否定していない。

IFRS 13.B46, B47 資産・負債の取引量または取引水準に大幅な低下があった場合、企業は第三者の価格が秩序ある取引及び市場参加者の仮定を反映した現在の市場の情報に基づくものであるか否かを評価する必要がある。企業が公正価値測定におけるインプットとして用いるために価格情報提供サービス業者やブローカーの価格を入手している場合、取引結果を反映していない公表価格へのウェイト付けは小さくする。さらに、公表価格の性質について考慮し、参考値であるビッド価格よりも拘束力のあるオファー価格に基づく公表価格に、より大きなウェイト付けを行う。第三者の価格が観察可能なインプットまたは観察不能なインプットのいずれに該当するものであるかは、それらの性質及び情報源に依存する。

考察—価格情報提供サービス業者及びブローカーから入手する価格

価格情報提供サービスの利用によって、公正価値ヒエラルキーのインプットの分類の分析が変わることはない。また、価格情報提供サービス業者から入手された価格は、第三者から入手されたという理由のみで観察可能とみなされることにはならない。価格情報提供サービスを利用する企業は、インプットに基づいて適切に公正価値測定を分類するため、価格情報提供サービス業者から受領したインプットの情報源を理解しなければならない。例えば、価格情報提供サービスが同一商品の活発な市場から調整前の公表価格を提供する場合、その価格のみに基づいた公正価値測定はレベル1となる。一方、価格情報提供サービスが独自のモデルに基づいた価格を提供する場合、その結果による公正価値測定は、用いられたインプットの観察可能性と重要性により、レベル2またはレベル3の測定となる。

コンセンサス価格を提供する価格情報提供サービスは、複数の契約者 (subscriber) から価格情報を入手する。価格情報提供サービスは、受け取ったデータに基づき、各契約者にコンセンサス価格を提供する。コンセンサス・データを評価する際には、提出された価格が何を表しているかを理解することが重要である。価格情報提供サービスに提供された見積価格が履行可能な取引価格を表していない、または観察可能な価格に基づいていない場合、コンセンサス価格から導き出された公正価値測定はレベル3となる。ただし、価格情報提供サービスから受け取る価格へのインプットがレベル1またはレベル2である場合、これらの価格を用いることでレベル2の測定となる可能性がある。

同様の考え方がブローカーから入手した価格にも適用される。ブローカー価格は、一般的に拘束力のあるオファー価格ではない。拘束力がある場合でも、市場参加者間の秩序ある取引における価格を示していない可能性がある。ブローカー価格が同一商品の実際の現在の市場取引を反映している場合、レベル1またはレベル2のインプットを表している場合がある。ただし、ブローカー価格がブローカー独自の評価モデルに基づく参考価格である場合、レベル2またはレベル3のインプットを示す可能性がある。

7. 開示

7.1 全般規定

IFRS 13.91, BC185

IFRS第13号は、現行のIFRSによって要求される公正価値測定の開示を統合し、財務諸表利用者が有用であると提案した追加の開示を要求する包括的な開示フレームワークを含んでいる。公正価値で測定される資産・負債に関する開示の目的は、財務諸表利用者が以下の項目について評価するために必要な情報を提供することである。

- 公正価値を測定するために用いた方法及びインプット
- 継続的な(recurring)公正価値測定については、重要な観察不能なインプット(レベル3)を用いた公正価値測定が純損益またはその他の包括利益に与える影響

IFRS 13.93(a)

開示規定は、公正価値測定が継続的か非継続的(non-recurring)かによって異なる。継続的な公正価値測定は、各報告日時点の公正価値に基づいて測定されている資産及び負債の測定値である。これは、必ずしも評価を毎報告期間実施するというわけではない。例えば、企業はIAS第16号「有形固定資産」に基づく再評価モデルによって土地及び建物の帳簿価額を算定することができる。IAS第16号は、再評価対象の資産の公正価値と帳簿価額との間に重要な差異がある場合に再評価の実施を要求している。

非継続的な公正価値測定は、特定の状況がトリガーとなる公正価値測定である。例えば、売却目的保有に分類される資産が挙げられる。

IFRS 13.93(h)(ii)

合理的に利用可能である代替的(reasonably possible alternative)な重要な観察不能インプットに対する定量的な感応度分析は、継続的に公正価値で測定される金融資産及び金融負債で、レベル3のヒエラルキーに分類されるものに限定して要求されている。

IFRS 13.93, 94

開示の目的を達成するために、企業は資産・負債の種類(class)ごとに、一定の開示を行うことが要求される。資産・負債の種類は、その性質、特徴及びリスク、並びに公正価値ヒエラルキーのレベルに基づいて決定される。

以下の表が示すとおり、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される継続的な公正価値測定にはより詳細な開示が求められる。

	継続的			非継続的			公正価値が開示されている		
	L1	L2	L3	L1	L2	L3	L1	L2	L3
<i>IFRS 13.93(a)</i>									
<i>IFRS 13.93(a)</i>									
<i>IFRS 13.93(b)</i>									
<i>IFRS 13.93(c)</i>									
<i>IFRS 13.93(d)</i>									
<i>IFRS 13.93(d)</i>									
<i>IFRS 13.93(d)</i>									
<i>IFRS 13.93(e)</i>									
<i>IFRS 13.93(f)</i>									
<i>IFRS 13.93(g)</i>									
<i>IFRS 13.93(h)(i)</i>									
<i>IFRS 13.93(h)(ii)</i>									
<i>IFRS 13.93(i)</i>									

開示が要求される

考察—非継続的な公正価値測定の開示

非継続的な公正価値測定は、報告日時点の金額を開示することが要求される。しかし、減損による評価減のように、非継続的な公正価値測定が、報告日より前に行われる可能性がある。例えば、IFRS第5号に基づき、減損テストを9月30日に実施したが、企業の報告日は12月31日という場合がある。基準には明記されていないが、公正価値が報告日より前に算定されていたとしても、報告日時点において当該公正価値で資産・負債が測定される場合、当該公正価値測定に基づいた開示を行わなければならないと考えられる。例えば、X社は、2011年12月31日（報告日）において、売却目的保有に分類した資産を保有しているとする。この資産は2011年9月30日に売却費用控除後の公正価値まで帳簿価額が減額された。この評価額は2011年12月31日時点の帳簿価額となっているため、X社は財務諸表において、2011年9月30日時点の評価額を公正価値開示の基礎として利用する。

開示例－観察不能なインプットの変動に対する感応度に関する文章による説明

B社の家畜資産の公正価値測定に使用される重要な観察不能なインプットは、成長率と死亡率である。成長率と死亡率は、それぞれ12%と5%である。成長率の著しい減少または死亡率の著しい増加は、それぞれ単独で、公正価値の大幅な下落をもたらす。一般的には、成長率の仮定の変更に伴い死亡率の仮定も同方向に変更しなければならない。なぜなら、成長が過剰に速い場合、死亡するリスクも高くなるからである。この変更がもたらす影響は部分的に相殺しあう。我々は、成長率が1%増加すると死亡率が0.4%増加すると見積もった。

開示例－資産をその最有効使用とは異なる方法で利用した場合

X社は1,000平方メートルの土地で醸造所を営んでいる。この土地は、最近土地画規制の変更が行われ、住宅地と商業地のいずれでの利用も可能になった。報告期間末日時点での、土地の価格に基づくこの土地及び建物の最有効使用は、工場を解体し、住宅を建設することである。

X社は、現在の醸造事業を継続するために、土地と建物をその最有効使用とは異なる方法で使用している。これは、X社の長期戦略と中核事業と一致している。X社にとって、醸造所は事業継続上必要不可欠であるため、X社はこのような使用の転換を実行する立場にはない。

IFRS 13.95, 96

IFRS第13号は、以下の事項に関する会計方針の選択に関して、開示を要求している。

- 公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替のタイミング(例:報告期間の期首)
- リスク・ポジションを相殺しあう金融資産及び金融負債グループの測定に関する、IFRS第13号第48項の例外規定を適用するか否かの判断

IFRS 13.98

企業は、契約上切り離せない第三者による信用補完付きの負債を発行した場合、その第三者による信用補完の存在と負債の公正価値測定に信用補完の影響を反映させているかについて開示する。

7.2

金融商品

IFRS 7.27B(e),
13.93(h)(i)

継続的に公正価値で測定される金融資産及び金融負債がレベル3に分類される場合、定量的な感応度分析を開示する。1つ以上の観察不能なインプットの変動による公正価値測定への影響が重要な場合は、現行のIFRS第7号で求められている合理的に利用可能な代替的仮定(reasonably possible alternative assumption)を反映した影響の定量的な感応度分析が求められる(影響額の算定方法の開示も含む)。

考察－合理的に利用可能な代替的仮定

IFRS 7.27B(e),
13.93(h)(ii), BC209

KPMGの見解では、合理的に利用可能な代替的仮定とは、報告日時点の状況において、報告日時点の評価モデルに合理的に含めることができる仮定をいう。金融商品の定量的な感応度分析は、合理的に利用可能である代替的な観察不能なインプットの変動に対する、測定日時点の公正価値測定の感応度情報を提供するものである。したがって、KPMGは、この開示が市場変数の将来の変動に対する企業のリスク・エクスポージャーについて、将来の感応度分析を意図したものではないと考える。

IFRS 13.BC206

IASBは、2010年6月の公開草案では、インプット間の相関の影響を考慮する、測定の不確実性分析 (measurement uncertainty analysis) を提案していた。IASBは再討議を行い、情報が資産または負債の種類ごとに集約されると、この開示の準備に係るコストが、財務諸表利用者が受けるベネフィットを上回るという懸念を考慮した。その結果、観察不能なインプット間の相互関係の存在と価格変動の方向への影響について文章による記述の開示は要求されるが、定量的開示に相互関係の影響を反映させることを要求しないことになった。さらに、両ボードは定量的な感応度分析の開示を現時点では非金融項目までに拡大しないことを決定した。ただし、IASBは今後この開示を導入するか否かについて検討する予定である。

IFRS 13.D78

公正価値で測定される金融商品については、年次財務諸表で要求される公正価値の開示がIAS第34号に従った期中財務報告にも要求される。

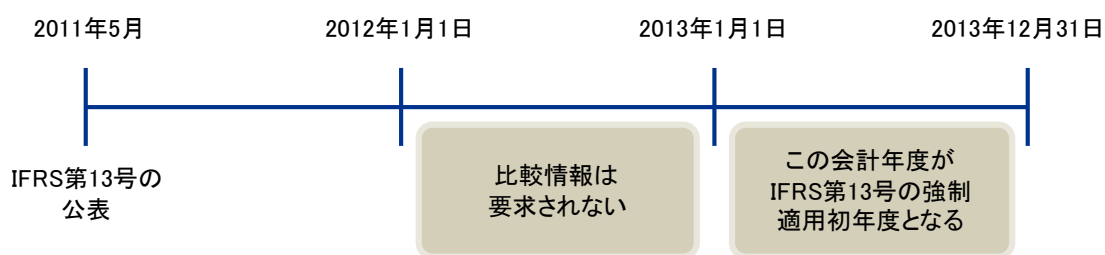
IFRS 13.BC224

これらの開示をさらに頻繁に作成することは、期中財務報告を作成する企業にとってコストと開示の増加をもたらすこととなる。しかし、IASBは、世界的な金融危機による金融商品に対する関心の高さを鑑みて、金融商品の開示によるベネフィットがコストの増加を上回ると判断した。

8. 適用日及び移行措置

IFRS 13.C1, C2

IFRS第13号は、2013年1月1日以降開始する会計年度より将来に向かって適用される。将来に向かって適用ということは、評価技法の修正による公正価値測定額の変動を、適用した期間の純損益で認識するということを意味する。影響が重要な場合は、企業はその影響について開示を要求される可能性がある。IFRS第13号の公表に伴うIAS第34号への付随的改訂は、企業がIFRS第13号を適用する時に適用される。適用初年度は比較情報の開示と測定は要求されていない。以下の図は、IFRS第13号への移行措置を示している。



IFRS 13.C1

IFRS第13号は早期適用が認められており、その場合はその旨の開示を行わなければならない。

9. 他の基準書の付随的改訂による影響

IFRS第13号は、IFRS第13号公表に伴う他の基準書の付随的改訂を含んでいる。IFRS第13号の公表前には、他の基準書はそれぞれ、公正価値の測定方法に関するガイダンスとともに、公正価値の定義を含んでいた。IFRS第13号の公表により、公正価値測定に関する単一のガイダンスが確立され、他の基準書の付随的改訂が行われ、他の基準書において原則として公正価値測定に関するガイダンスは含まれないことになる。さらに、基準書間での公正価値測定の基本概念を合致させるために、複数の基準書でわずかな規定変更がなされている。

基準書間の整合性を改善するために、多くの基準書で複数の改訂がなされている。これらの改訂には、以下のような変更が含まれている。

- 「公正価値の算定 (determining fair value)」を「公正価値の測定 (measuring fair value)」へ変更
- 「公正価値の見積り (estimating fair value)」を「公正価値の測定 (measuring fair value)」へ変更
- 「市場価格 (market price)」を「公表価格 (quoted price)」へ変更 (ただし、IFRS第13号では公表価格は定義されていない)
- 「市場価値 (market value)」を「公正価値 (fair value)」へ変更
- 「公表価格のない金融商品 (unquoted instrument)」を「活発な市場における同一の商品の公表価格 (すなわち、レベル1インプット) がない金融商品 (instrument that does not have a quoted price in an active market for an identical instrument i.e. a Level1 input)」へ変更
- 「自発的な買手及び売手 (willing buyer and seller)」を「市場参加者である買手及び売手 (market participant buyers and sellers)」へ変更
- 「見積キャッシュフロー・モデル (estimated cash flow model)」を「現在価値技法 (present value technique)」へ変更
- 「信頼性をもって算定可能 (reliably determinable)」を「信頼性をもって測定可能 (reliably measurable)」へ変更

以下のセクションでは、他の基準書の付随的改訂による主な影響について要約する。

9.1 IFRSの初度適用

IFRS 1.D6, 13.D2-D4

IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」は資産及び負債を公正価値で測定することを認める免除規定を含んでいる。特に注目すべきは、特定の資産 (例: 有形固定資産) について、移行日に公正価値をみなし原価として用いることができる点である。IFRS第1号は、企業に対して、IFRS第1号における公正価値の定義と「問題となる資産または負債に係る公正価値の算定に関する他の基準書のより具体的なガイダンス」を適用することを求めている。この文言は、「IFRS第13号における公正価値の定義及び問題となる資産または負債の公正価値の測定に係る当該基準書の規定を適用する」に改訂されている。

この改訂の結果、企業が公正価値測定に関するガイダンスについてどの基準書を参照すべきかを判断する必要がなくなる。

9.2 企業結合

IFRS 3.B44, B45, 13.D8

IFRS第3号は、特定の識別可能な資産及び被取得企業の非支配持分 (non-control interests) に関する限定的な公正価値測定ガイダンスを含んでいる。IFRS第3号は、企業が非支配持分を取得日現在の公正価値で測定する選択を原則として認めている。このガイダンスは、付随的改訂はなされるものの、その後も維持される。非支配持分は、その持分に関する活発な市場が存在するときには、公表価格にその単位数を乗じて評価することが求められる。

IFRS 3.B43, 13.D8

取得企業が使用しないことを意図しているか、または他の市場参加者が使用するであろう方法とは異なる方法で使用することを意図している資産の公正価値測定に関するガイダンスは、IFRS第13号における非金融資産のため

の最有効使用の前提に関するガイダンス(セクション5.1を参照)と整合的である。したがって、この点に関するIFRS第3号の改訂は、公正価値測定には、当初認識時と、当初認識後に減損テストの目的で資産の売却費用控除後の公正価値を測定する時の両時点において最有効使用を反映することを明確にするものである。

IFRS 3.B45, 13.D8 IFRS第3号は、1株当たりの評価額が取得企業の持分と非支配持分とで異なる場合があることを指摘している。主な相違は、取得企業の持分の1株当たり公正価値に支配プレミアムを含めるか、またはその逆に、非支配持分の1株当たり公正価値に非支配持分ディスカウントを織り込むことである可能性が高い。IFRS第13号は、市場参加者が(非支配持分に関してレベル1の価格を入手できない場合で)非支配持分の価格付けの際に、このようなプレミアムまたはディスカウントを考慮するケースが1株当たりの評価額が取得企業の持分と非支配持分とで異なる場合に該当するという点を明確にしている。

IFRS 3.B46, 13.81, D8 被取得企業に対する以前からの持分を取得日に公正価値で測定する際に、企業が従わなければならないガイダンスが変更される。既存のガイダンスでは、企業は、当時の状況において適切であり、十分なデータが入手可能となる1つ以上の評価技法を用いることが求められる。企業は今後、公正価値測定において、関連する観察可能なインプットを最大限利用するとともに、観察不能なインプットの利用を最小限とすることが求められることになる。

9.3 金融商品

9.3.1 IFRS第7号「金融商品:開示」

IFRS 13.120 公正価値ヒエラルキーに関する公正価値測定の開示の規定は、IFRS第7号からIFRS第13号へ移動される。以下の表は、IFRS第7号の開示規定がIFRS第13号のいずれの開示規定に該当するかを示している。

旧規定	新規定
IFRS 7.27	IFRS 13.93(d)
IFRS 7.27A	IFRS 13.72
IFRS 7.27B(a)	IFRS 13.93(b)
IFRS 7.27B(b)	IFRS 13.93(c)
IFRS 7.27B(c)	IFRS 13.93(e)
IFRS 7.27B(d)	IFRS 13.93(f)
IFRS 7.27B(e)	IFRS 13.93(h)(ii)

IFRS 13.B211, B212 これらの開示規定はIFRS第13号に移動しただけであり、重要な変更はなされていない。ただし、IFRS第7号の第27B項(b)において求められていた「公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2との間の重要な振替及びその振替の理由」の開示は、IFRS第13号の第93項(c)の規定においては、「公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2との間の振替金額、その振替の理由及びレベル間の振替がいつ発生したとみなすかに関する企業の方針」に変更された。IASBは、IFRSの包括的な重要性の原則を理由に、「重要な(significant)」という用語を使用しないことを決定した。

IFRS 7.28, 28A, 13.D14 当初認識時において、企業が取引価格とは異なる公正価値を用いる場合で、全体的にその公正価値が観察可能な市場からのデータには基づかない場合(公正価値と取引価格との差額はただちに純損益には計上されない(セクション5.3.1または9.3.2を参照))、追加の開示が求められる。現行のIFRS第7号は、同様の状況において、金融資産または金融負債の種類別に、この差額を純損益に認識するための企業の会計方針、当期においていまだに純損益に認識されていない差額の金額及び当該差額の残高の変動の調整を開示することを求めている。付随的改訂では、企業が取引価格を公正価値の最善の証拠ではないと結論付けた理由及び公正価値を裏付ける証拠の記述を追加で開示することを求めている。

9.3.2 IAS第39号「金融商品：認識及び測定」

現行のIAS第39号及びIFRS第9号に含まれている公正価値の測定方法に関するガイダンスは大部分が削除、またはIFRS第13号を参照する規定に差し替えられる。

IFRS 13.D96-D112

一方、当初認識時の利得または損失の認識に関するガイダンスは、IFRS第13号により改訂されるものの、IAS第39号で維持される。IAS第39号では、金融資産または金融負債は公正価値で（適切な場合には、取引コストを加算した額で）当初認識される。当初認識時における公正価値の最善の証拠は、取引価格と想定される。ただし、異なる公正価値の測定額が、同一の金融商品の他の観察可能な現在の市場取引との比較により、または観察可能な市場からのデータのみをインプットとした評価技法に基づいて証明される場合には、この限りではない。この観察可能性という条件の適用により、当初認識時に利得または損失が認識されない（すなわち、代替的な公正価値測定に観察可能な市場のデータによる裏付けがないことを理由に、見かけ上の取引日損益（day one gain or loss）が認識されることがない）場合には、市場参加者が考慮するであろう要因（時間の経過を含む）の変動から生じる範囲に限ってのみ、当初認識後に利得または損失が認識される。

IFRS第13号の公表に伴う付随的改訂は、測定に関するガイダンスをIFRS第13号における公正価値の定義に合わせて改訂するものであるが、取引日損益に関する制限に実質的な変更はない。改訂後のIAS第39号のガイダンスに従うと、金融商品の当初測定額は、IFRS第13号で定義する公正価値に基づくが、金融商品の帳簿価額は、公正価値の測定額と取引価格との差額を繰り延べるために調整される。ただし、公正価値の測定額が、活発な市場における同一の資産・負債の公表価格（すなわち、レベル1インプット）により、または観察可能な市場のデータのみを用いる評価技法に基づいて証明される際には、例外が生じる。当初測定時にこの観察可能性という条件を満たす場合には、差額は即時に純損益に認識される。観察可能性という条件を満たさない場合には、差額を繰り延べ、金融資産または金融負債の価格付けの際に市場参加者が考慮するであろう要因（時間の経過を含む）の変動から生じる範囲に限ってのみ、当初認識後に利得または損失に認識する。

以下の表は、取引価格（100）と経営者の代替的な公正価値の見積り（99）（見積りは観察可能性という条件を満たさない）との間に差額が存在する場合における当初認識時の取引日損益に関するガイダンスの適用を示している。

	IFRS第13号適用前	IFRS第13号適用後
公正価値	取引価格（例えば、100）	経営者の出口価格の見積り（例えば、99）
当初測定額（取引コストは無視する）	公正価値 = 100	公正価値 99 + 公正価値と取引価格との差異 1 (100 - 99) = 100

9.3.3 IFRS第9号「金融商品」

IFRS 13.D18-D46

IFRS第9号は、取引日損益について説明している第B5.1.2A項及び第B5.2.2A項の追加を主な変更とする形で、IAS第39号と同様に改訂される。IFRS第13号においても、取得原価が最も適切な公正価値の測定額となりうる状況に関するIFRS第9号のガイダンスは維持される（セクション5.3.3を参照）。

9.4 有形資産及び無形資産

IFRS 13.D55,

IAS 16.26, 38.47, 40.29

IFRS第13号は、有形固定資産、無形資産及び投資不動産について、公正価値を信頼性をもって測定可能な場合の評価に関するガイダンスを提供している。これらの基準書はすべて、類似の市場取引を詳細な検討をせずに公正価値測定に利用することを容認するガイダンスを含んでいる。これらのガイダンスの改訂により、企業は、(1) 合

理的な公正価値測定の幅の変動性が対象資産にとって重要ではないか、また(2)当該範囲内の様々な見積りの発生確率が公正価値の測定に際し合理的に評価できるかを確かめるために、詳細な検討を行わなければならない。

9.4.1 IAS第16号「有形固定資産」

IFRS 13.D56, IAS 16.72 IAS第16号における公正価値の測定方法に関するガイダンスは、削除される。IFRS第13号のガイダンスは、IAS第16号から削除されるガイダンスと概ね整合的である。

IFRS 13.D57, IAS 16.77 IAS第16号の開示規定のうち、IFRS第13号と重複するものは削除される。IFRS第13号の開示規定に加えて、企業は引き続き、再評価の実施日、独立した鑑定人の関与の有無、有形固定資産の種類ごとに原価モデルのもとで認識されていたであろう帳簿価額及び再評価剰余金を開示することが求められる。

9.4.2 IAS第40号「投資不動産」

IFRS 13.11, D119, D120 IAS第40号の多くのガイダンスは、IFRS第13号において取り扱われる測定に関するガイダンスと関連するため、削除される。IFRS第13号は、IAS第40号における投資不動産特有のガイダンス以外のすべての資産及び負債に係るガイダンスを含んでいる。IAS第40号第51項が削除されることにより、実務に変更が生じる可能性がある。なぜなら第51項は、将来の資本的支出を公正価値測定に反映することを制限していたからである。

9.4.3 IAS第41号「農業」の生物資産

IFRS 13.11, D126 IAS第41号の公正価値測定に関するガイダンスは、IFRS第13号によって削除される。このガイダンスの大部分は、以下の表で示すように、IFRS第13号と整合的である。

IAS第41号のガイダンス	IFRS第13号のガイダンス
9. 資産の公正価値は、その資産の現在の所在地及び状態に基づいている。したがって、例えば、農場にいる牛の公正価値は、関連する市場における価格から、牛を農場から市場に運ぶための輸送その他のコストを差し引いた価格である。	11. 市場参加者が、測定日における資産または負債の価格付けに際して、当該資産または負債の特徴を考慮する場合には、企業は、公正価値の測定に際して、当該資産または負債の特徴を考慮しなければならない。このような特徴には、当該資産の状態及びロケーションが含まれる。
17. 企業が複数の異なる活発な市場を利用できる場合、当該企業は最も適切な市場を利用する。	17. 反証がない限り、企業が資産の売却または負債の移転のために通常取引を行う市場を、主要な市場と推定する。
18. 活発な市場が存在しない場合、企業は、次のもののうち、1つ以上のものを利用することができる。 (a) 直近の市場における取引価格 (b) 類似の資産の市場価格に、差異を反映するための必要な修正を加えたもの (c) 分野ごとの基準値	63. 公正価値の測定のために複数の評価技法を用いた場合、それぞれの結果が示す価値の範囲の合理性を検討し、それぞれの結果を評価し、必要に応じて加重平均しなければならない。公正価値の測定額は、状況において最も公正価値を表す当該範囲内の値となる。

IAS第41号のガイダンス	IFRS第13号のガイダンス
19. 場合によっては、上記の情報源により、複数の異なる結論が示されることがある。企業は、相対的に狭い範囲の合理的な見積りの中で最も信頼できる公正価値が得られるよう、それぞれの差異の理由を検討する。	B38. 他の状況によっては価格への調整もまた必要となる可能性がある(例: 測定する資産と同等なものにするために類似の資産に係る価格に著しい修正が必要となる場合、または価格が陳腐な場合)。
20. 市場価格が利用できない場合、企業は、その資産から得られると予想された正味キャッシュフローを現在の市場利子率によって割引計算した現在価値を用いる。	61. 状況に適合し、かつ関連する観察可能なインプットを最大限利用する形で公正価値の測定に十分なデータを入手することができる評価技法を用いる。
21. 期待正味キャッシュフローの現在価値を算定する際に、企業は、市場参加者がその資産が最も関連性のある市場で生成すると予想する正味キャッシュフローを含める。	B10. インカム・アプローチを用いる場合、公正価値は、将来の価額についての現在の市場の期待を表す価値となる。

IAS 41.40

IAS第41号の既存の開示規定に加えて、IFRS第13号の公正価値に関する開示規定がIAS第41号の適用範囲の資産に適用される。IAS第41号第40項から第57項の開示規定のうち、IFRS第13号と重複する第47項及び第48項のみが削除される。その結果、IAS第41号の適用範囲の資産については、既存の開示規定は維持したままで、重要な新規の開示規定が求められることになる。

9.5

資産の減損

IFRS 13.D85,

IAS 36.53A

使用価値と公正価値の相違点を明確にするために、IFRS第13号によって、IAS第36号にガイダンスが追加された。追加のガイダンスは網羅的な相違点のリストを提供するものではなく、使用価値は公正価値に類似するものの、公正価値そのものではなく、公正価値の代用として用いるべきではないことを明確にするために、主要な相違点を指摘している。

IFRS 13.D86,

IAS 36.134(d)

IFRS第13号は、企業が回収可能価額の測定に売却費用控除後の公正価値を用いる場合の開示規定を改訂している。これらの開示は、資産が既に減損していたか否かに関係なく要求され、帳簿価額が売却費用控除後の公正価値を表していない場合でも要求される。追加の開示規定は、公正価値測定が分類されるヒエラルキー内のレベル分け(売却費用の影響を除く)と、評価技法の説明を求めている。評価技法に変更があった場合には、変更の旨及びその理由を開示する。この規定は、使用価値から売却費用控除後の公正価値への変更は対象とせず、売却費用控除後の公正価値の測定のために用いる評価技法を従前の方法から変更する場合に適用される。

9.6

従業員給付

IFRS 13.D62, IAS 19.102

IFRS第13号は、市場価格を入手できないときの制度資産の公正価値の測定方法に関するIAS第19号のガイダンスを削除している。

IAS 26.33

IFRS第13号は、「市場性ある有価証券の場合、公正価値は、通常、市場価値である。なぜならば、これは、報告日における有価証券の、そしてその期の投資成果の、最も有用な測定値であると考えられているためである」と規定するガイダンスを削除している。ただし、削除されるガイダンスは、評価技法及び評価に用いるインプットに関するIFRS第13号のガイダンスと整合的である。

10. 米国会計基準との比較

10.1 背景

2006年11月、IASBはディスカッション・ペーパー「公正価値測定」を公表した。その予備的見解はFASB基準書第157号「公正価値測定」(現在は、ASC Topic 820)に基づいていた。IASBはFASB基準書第157号がIFRSの公正価値測定のガイダンスとほぼ一致していたため、そして米国会計基準とのコンバージェンスを達成するために、FASB基準書第157号を議論の出発点とした。

2009年5月、IASBは公開草案「公正価値測定」を公表した。公開草案に対して、160通のコメント・レターが寄せられた。最も多く寄せられたコメントの1つは、IASBの公開草案の一部がTopic 820と異なるため、IASBとFASBは共通の公正価値測定及び開示の規定を共同で開発すべきであるというものであった。これを受けて、両ボードは共同で審議を開始し、2010年6月、IASBが公正価値測定における観察不能なインプットに関連する定量的な感応度分析を要求する公開草案を公表すると同時に、FASBはTopic 820を改訂する会計基準書アップデート案を提案した。2010年末に共同で再審議を行った後、プロジェクトは2011年5月、IFRS第13号及び改訂後のTopic 820の公表に至り、公正価値測定に関する規定は概ね一致することとなった。

10.2 米国会計基準との公正価値測定における基準間差異

10.2.1 IFRS第13号とTopic 820の基準間差異

IFRS第13号はTopic 820と概ね一致しているが、一部に相違点が存在する。

IFRS 13.BC238(a) **投資会社への投資の公正価値の測定:** 米国会計基準には、一定の要件を満たす場合、投資会社への投資の公正価値として、報告された純資産価値を調整せずに利用することができる実務上の簡便法がある。IFRS第13号には同様の実務上の簡便法は存在しない。

要求払いの特徴を有する金融負債の公正価値の測定: 米国会計基準は預金負債の公正価値を報告日における要求払金額であると説明している。一方、IFRS13号のもとでは、要求払いの特徴を有する金融負債の公正価値は要求払金額の現在価値を下回らないとしている。

IFRS 13.BC233(b) **開示:** 一部の開示規定が相違している。例えば、IFRS第13号は公正価値で測定され、かつ公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される金融商品について定量的な感応度分析を要求するが、Topic 820は要求しない。さらに、米国会計基準は非公開企業について異なる開示を要求する。

適用日: Topic 820は2011年12月15日以降に開始する報告期間から適用され、IFRS第13号の適用日より1年早く適用されることになる。

IFRS 13.BC237 さらに、基準書の適用に影響しないが、文言及び文体に軽微な相違が存在する。

10.2.2 IFRSと米国会計基準における公正価値測定が要求される時期及び公正価値測定の規定に関する基準間差異

IFRS第13号及びTopic 820は公正価値の測定方法に関するガイダンスを提供している。他の米国会計基準とIFRS第13号以外の会計基準における違いから、以下の基準間差異が生じている。

適用範囲: IFRSと米国会計基準では、公正価値で測定される資産、負債及び資本性金融商品が異なる。

当初認識時の利得及び損失の計上:IFRS第13号及びTopic 820は、金融商品の当初認識時の公正価値の測定に関して同一のガイダンスを設けている。しかし、IAS第39号及びIFRS第9号は引き続き、公正価値測定が観察可能な市場からのデータのみを利用している場合を除いて、取引価格と当初認識時の公正価値との差額を利得または損失として計上することを禁止している。一方、Topic 820はそのような禁止規定を設けていないが、米国会計基準は多くの金融資産及び金融負債を当初認識時に取得原価で測定することを要求している。

会計単位の判断:IFRS第13号及びTopic 820は会計単位を規定しないため、会計単位に関してIFRSと米国会計基準との間に引き続き相違が生じている。

表示:IAS第32号がデリバティブの純額表示(相殺表示)を原則として禁止しているため、表示にも相違が生じる可能性がある。両ボードは金融商品の相殺表示に関連するプロジェクトを現在進めており、それによって表示が影響を受ける可能性がある。

本冊子について

本冊子は、KPMG International Standards Group (KPMG IFRG Limitedの一部。以下、ISG)により作成されたものです。

内容

KPMGの「IFRS最新基準書の初見分析 (First Impressions)」と題する刊行物は、新しい基準書、解釈指針の公表、またはIFRSの規定の重要な改訂に伴い発行されるものです。新しい基準書等の重要な項目に関する検討を行い、実務の変更が必要な分野を明確にしています。また、新基準書等の導入による影響を検討するために役立つよう、設例が提示されています。

本冊子は、2011年5月に公表されたIFRS第13号「公正価値測定」の規定について解説しています。

本冊子の本文では、IFRS第13号「公正価値測定」及び2011年6月1日時点において公表されている関連する他の現行基準書等を参照しています。左の欄には、関連するパラグラフが記載されています。

企業が自社の事実、状況及び個々の取引を考慮して、IFRSを適用するためには、多くの場合、より詳細な解釈が必要となります。さらに、本冊子の情報の一部は、ISGの当初の所見に基づいていますが、今後、実務が確立することによって、これらの所見が変更される可能性があります。

KPMGは、KPMGのIFRS実務ガイド「Insights into IFRS」に解釈ガイダンスを追加することにより、本冊子の解釈ガイダンス及び設例のアップデート及び補足を行う予定です。

略語

本冊子において、以下の略語を用いています。

FASB US Financial Accounting Standards Board

IASB International Accounting Standards Board

IFRS International Financial Reporting Standards (国際財務報告基準)

KPMGメンバーファームのプロフェッショナルによるその他の支援

IFRSの適用から生じる会計上の論点に関するより詳細な検討は、KPMGの「Insights into IFRS」と題する刊行物にて取り扱っています。「Insights into IFRS」に加えて、皆様のお役に立てるよう、以下を含む様々な刊行物を取り揃えています。

- IFRSと米国会計基準との比較表 (IFRS compared to US GAAP)
- IFRS財務諸表の例示 – 中間財務諸表及び期末財務諸表 (Illustrative financial statements for interim and annual periods)
- IFRSハンドブック (IFRS Handbooks) : 基準書の実務への適用について詳細に説明し、かつ、明確にするための広範な解釈指針及び例示が含まれています (「IFRSハンドブック: IFRSの初度適用 (First-time adoption of IFRSs)」を含む)。
- IFRS最新提案の解説 (New on the Horizon) : 公開草案などの協議文書 (consultation papers) についての検討に関するものです。
- ニュースレター : 特定の分野の最新情報が取り上げられています。
- IFRS実務上の論点 (IFRS Practice Issue) : 特定の規定等 (specific requirements of pronouncements) についての検討に関するものです。
- 開示チェックリスト (Disclosure checklist)

IFRSに関連するテクニカルな情報 (英文) は、www.kpmg.com/ifrsから入手可能です。

広範な会計処理、監査及び財務報告に関するガイダンスや文献については、KPMGの「Accounting Research Online」を利用すれば参照できます。現在の大きく変化する環境において最新情報に精通したい方にとって、このウェブベースの会員制サービスは価値あるツールとなります。15日間の無料トライアルwww.aro.kpmg.comをお試しください。

日本語訳の発行にあたって

あずさ監査法人IFRS本部は、国際財務報告基準の改訂や新基準書の公表に際して、適時に情報を提供することを目的として、ISGが公表する英文冊子のうち、日本に与える影響が大きいものについて日本語訳を作成し提供しています。

本冊子は、ISGが2011年6月に発行した「First Impressions: Fair value measurement」の日本語訳です。2011年5月に公表されたIFRS第13号「公正価値測定」の適用に関してその概略を解説するとともに、現時点でKPMGが特定している実務的な適用上の論点について明確化することを目的としています。本冊子がIFRS第13号の概略及び適用上の論点を明らかにし、分析しようと考えている方々に少しでもお役に立てれば幸いです。

本冊子の翻訳は、あずさ監査法人IFRS本部のメンバーが中心となり行いました。

2011年7月

謝辞

本冊子の出版に携わった主な執筆者であるKPMG ISGのJim Calvert、Silvie Koppes、Heath Preston、Andrea Schriber及びChris Spallの努力に謝意を表します。

また、本冊子の校閲に携わった評価及び減損トピック・チーム(Valuations and Impairment Topic Team)の以下のメンバーの貢献にも謝意を表します。

Cyrus Balsara	KPMG in the UAE
Marc Castedello	KPMG in Germany
Robert de Virion	KPMG in Poland
Egbert Eeftink	KPMG in the Netherlands
Raphael Jacquemard	KPMG in France
Wolfgang Laubach	KPMG in Germany
Sylvie Leger	KPMG in Canada
Marcus McArdle	KPMG in Australia
BJ Orzechowski	KPMG in the US
Julie Santoro	KPMG in the UK
Elizabeth Sherratt	KPMG in South Africa
Kuldip Singh	KPMG in Panama
Sharon Todd	KPMG in the US
Orazio Vagnozzi	KPMG in Italy
Beth Zhang	KPMG in China

同様に、本冊子の校閲に携わった金融商品トピック・チーム(Financial Instruments Topic Team)の以下のメンバーにも謝意を表します。

Marco Andre Almeida	KPMG in Brazil
Ewa Bialkowska	KPMG in the UK
Ana Cortez	KPMG in Hong Kong
Jean-François Dandé	KPMG in France
Terry Harding	KPMG in Germany
Gale Kelly	KPMG in Canada
Agnes Lutukai	KPMG in South Africa
Marina Malyutina	KPMG in Russia
Patricia Stebbens	KPMG in Australia
Enrique Tejerina	KPMG in the US
Andrew Vials	KPMG in the UK
Venkataramanan Vishwanath	KPMG in India
Danny Vitan	KPMG in Israel

有限責任 あずさ監査法人

IFRS本部

東京事務所 IFRS事業部

〒100-8172

東京都千代田区大手町1-7-2 東京サンケイビル

TEL:03-3548-5120

FAX:03-3548-5113

大阪事務所

〒541-0048

大阪府中央区瓦町3-6-5 銀泉備後町ビル

TEL:06-7731-1309

FAX:06-7731-1311

名古屋事務所

〒450-8565

名古屋市中村区名駅3-28-12 大名古屋ビル

TEL:052-589-0504

FAX:052-589-0514

www.azsa.or.jp

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で下さ適切なアドバイスに従ってください。

© 2011 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan. 11-1522

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.